◎地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係告示の整

備等に関する告示 照

新

旧

対

条

文

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告

示第五百二十三号) 新旧対照表

 \downarrow

別シート

(傍線部分は改正部分)

○健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(昭和 五十九年厚生省告示第百五十五号)新旧対照表 (第二第一号)

改正案	現行
• (略)	一・二 (略)
三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条	三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条
第二項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための	第二項の障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条
法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第六項の厚生労働省令	第六項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療
で定める施設又は指定医療機関における医療の給付	の給付
四~十三 (略)	四~十三 (略)

○健康保険法施行規則第百六条第一項第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基 づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(昭和五十九年厚生省告示第百五十七号)新旧対照表(第二第二号)

で定める施設又は指定医療機関における医療の給付 一	法律 (平成十七年法律第百二十三号)第五条第六項の厚生労働省令 第六項の厚生労働省令	第二項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 第二項の障害者自立支援法	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条 四 身体障害者福祉法	- 三 (略)	改 正 案	
	で定める施設	棄	(昭和二十四年		現	
	省令で定める施設又は指定医療機関における医療	成十七年法律第百二十三号)第五条	和二十四年法律第二百八十三号)第十八条		行	(傍線部分は改正部分)

五~十四

(略)

五~十四四

(略)

○社会福祉士介護福祉 四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業 士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十 (昭和六十二年厚生省告示第

二百三号)新旧対照表(第二第三号)

正案

改

1

働省/令第二号。 社会福祉に関する科目を定める省令(平成二十年/文部科学省/厚 定める施設又は事業は、 生労働省/令第三号)第四条第六号に規定する厚生労働大臣が別に 福祉士介護福祉士学校指定規則 第五十号。 社会福祉士介護 以下 「養成施設規則」という。)第三条第一号ヲ、 以下 福 祉士: 「学校規則」という。)第三条第一号ヲ及び 次に掲げる施設又は事業とする。 養成施設指定規則 (平成二十年/文部科学省/厚生労 昭 和六十二年厚生省令 社会

~十五 (略)

十六 律 業のうち療養介護、 福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事 同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援 共同生活介護、 (平成十七年法律第百二十三号) に規定する障害者支援施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため 自立訓練、 生活介護、 就労移行支援、 短期入所、 重度障害者等包括支援 就労継続支援及び共 \mathcal{O} 法

ビスを供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサーに支援するための法律附則第八条第一項第六号に規定する障害者二号に規定する便宜又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的二島に規定する便宜又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的

行

(傍線部分は改正部分)

現

1

働省 定める施設又は事業は、 生労働省/令第三号)第四条第六号に規定する厚生労働大臣が別に 社会福祉に関する科目を定める省令(平成二十年/文部科学省 福祉士介護福祉士学校指定規則 第五十号。 社会福祉士介護 / 令第二号。 以 下 「養成施設規則」という。) 以下「学校規則」という。)第三条第一号ヲ及び 福祉士養 次に掲げる施設又は事業とする。 成施設指定規則 (平成二十年/文部科学省/厚生労 (昭 第三条第一号ヲ、 和六十二年厚生省令 社会 / 厚

~十五 (略)

十六 度障害者等包括支援、 業又は特定相談支援事業 就労継続支援及び共同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事 障害福祉サービス事業のうち療養介護、 る障害者支援施設、 障害者自立支援法 福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに 共同生活介護、 (平成十七年法律第百二十三号) 自立訓練、 生活介護、 就労移行支援、 短期 に規定す 入所、 重

等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うも身体障害者デイサービスを供与し、あわせて高齢者、身体障害者定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する定に規定する障害者デイサービスのうち同法附則第三十四条の規二号に規定する便宜又は障害者自立支援法附則第八条第一項第六十七 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第十条の四第一項第

こ: 供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための

施設

十八 (略)

規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする2 養成施設規則第五条第十四号イ及び学校規則第五条第十四号イに

一~五 (略)

福祉サービス事業及び移動支援事業に規定する障害者支援施設及び地域活動支援センター並びに障害六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

七・八 (略)

のを提供するための施設

十八 (略)

規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする2 養成施設規則第五条第十四号イ及び学校規則第五条第十四号イに

Ĺ

一~五 (略)

センター並びに障害福祉サービス事業及び移動支援事業障害者自立支援法に規定する障害者支援施設及び地域活動支援

七・八 (略)

○健康保険法施行規則第百六条第二項第三号及び第百八条第七号並びに船員保険法施行規則第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基 づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成六年厚生省告示第三百一号)新旧対照表(第二第四号)

四~十三 (略)	で定める施設又は指定医療機関における医療の給付	法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第六項の厚生労働省令	第二項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための	三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条	一・二 (略)	改正案
四~十三 (略)	の給付	第六項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療	第二項の障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条	<u>-</u>	一•二 (略)	現行

○精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定め る省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(平成十年厚生省告示第十号)新旧対照表(第二第五号)

一 (略) 改 正 案	一 (略) 現 行
二 市役所、区役所又は町村役場(精神障害者(障害者の日常生活及	二 市役所、区役所又は町村役場(精神障害者(障害者自立支援法(
び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二	平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項に規定する精神障害者
十三号)第四条第一項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。)	をいう。以下同じ。)に対してサービスを提供する部署に限る。)
に対してサービスを提供する部署に限る。)	
三~十三 (略)	三~十三 (略)
十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	十四 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業(生活介護
に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害	、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就
者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続	労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。)
支援又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若	、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者
しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支	支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム(いずれも精神障
援センター又は福祉ホーム(いずれも精神障害者に対してサービス	害者に対してサービスを提供するものに限る。)
を提供するものに限る。)	
十五 (略)	十五 (略)

2 (略)	2 (略)
へ〜ヲ (略)	へくヲ (略)
	援センター又は福祉ホームを経営する事業
定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業	相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支
談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規	律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定
ホ 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相	ホ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
イ〜ニ (略)	イ〜ニ(略)
次に掲げるもの	次に掲げるもの
二 社会福祉法第二条第三項に規定する第二種社会福祉事業のうち	二 社会福祉法第二条第三項に規定する第二種社会福祉事業のうち
ホ・ヘ (略)	ホ・へ (略)
	を経営する事業
る障害者支援施設を経営する事業	律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設
二 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号)に規定す	二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
イ~ハ (略)	イ~ハ (略)
定する第一種社会福祉事業のうち次に掲げるもの	定する第一種社会福祉事業のうち次に掲げるもの
一 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項に規	一 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項に規
次に掲げる事業	次に掲げる事業
1 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人については	1 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人については
	改正案

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の 額等を定める件(平成十五年厚生労働省告示第三百四十二号)新旧対照表(第二第七号)

第三条・第四条 (略)	第三条・第四条 (略)
上雇い入れる場合	構が別に定めるものを機構が別に定める数以上雇い入れる場合
度障害者等として機構が別に定めるものを機構が別に定める数以	及び職業生活を営むことが特に困難である重度障害者等として機
している精神障害者及び職業生活を営むことが特に困難である重	援(機構が別に定めるものを除く。)を利用している精神障害者
規定する就労継続支援(機構が別に定めるものを除く。)を利用	に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支
号)第五条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に	するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十四項
所しているもの、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三	所しているもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援
等を対象とする施設として機構が別に定めるものに限る。)に入	等を対象とする施設として機構が別に定めるものに限る。)に入
条に規定する社会福祉法人の運営する施設(主として重度障害者	条に規定する社会福祉法人の運営する施設(主として重度障害者
)のうち、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二)のうち、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二
号に規定する重度障害者等(以下単に「重度障害者等」という。	号に規定する重度障害者等(以下単に「重度障害者等」という。
事業施設等の設置又は整備に伴い施行規則第二十二条第一項第一	事業施設等の設置又は整備に伴い施行規則第二十二条第一項第一
二 施行規則第二十二条第一項に規定する事業主であって、かつ、	二 施行規則第二十二条第一項に規定する事業主であって、かつ、
一 (略)	一 (略)
、同号中「三分の二」とあるのは「四分の三」とする。	、同号中「三分の二」とあるのは「四分の三」とする。
ずれかに該当する場合における前条第一号の規定の適用については	ずれかに該当する場合における前条第一号の規定の適用については
第二条 施行規則第二十二条第一項に規定する事業主が次の各号のい	第二条 施行規則第二十二条第一項に規定する事業主が次の各号のい
第一条 (略)	第一条 (略)
現行	改正案

○障害者の 平成十五年厚生労働省告示第三百四十三号)新旧対照表 雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件 (第二第八号)

(傍線部分は改正部分)

改

正

案

現

行

·二 (略)

して支給する助成金 次に掲げる額の合計額二 施行規則第二十二条の三第一項第二号に該当する事業主等に対

社会生活を総合的に支援するための法律 十五号) 害者等」という。)のうち社会福祉法 条第一項第一号イに規定する重度障害者等(以下単に 月につき十六万円を超えるときは、十六万円)に当該障害者能 営費用額」という。 う。以下同じ。)の総数で除して得た額(以下「一人当たり運 十五項に規定する就労継続支援 るものに限る。 主として重度障害者等を対象とする施設として機構が別に定め 力開発訓練を受講する障害者 講する障害者 一十三号) 事業の運営に要する費用の額を当該障害者能力開発訓練を受 機構が別に定める基準に従って算定した障害者能力開 第二十二条に規定する社会福祉法 第五条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第 (施行規則第十八条第一項に規定する障害者をい に入所しているもの、)に四分の三を乗じて得た額(その額が (雇入れに係る施行規則第二十二 (機構が別に定めるものを除く (昭和二十六年法律第四 障害者の日常生活及び (平成十七年法律第百 人の運営する施設 「重度障 発訓練

の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。成金(以下「助成金」という。)の額は、次の各号に掲げる助成金則」という。)第二十二条の三第一項に規定する障害者能力開発助3一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(以下「施行規

一·二 (略)

三

施行規則第二十二条の三第一

項第二号に該当する事業主等に対

して支給する助成金 う。 定めるものを除く。)を利用している精神障害者及び職業生活 行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援 成十七年法律第百二十三号) るものに限る。) に入所しているもの、障害者自立支援法 主として重度障害者等を対象とする施設として機構が別に定め 十五号) 害者等」という。)のうち社会福祉法 条第一項第一号イに規定する重度障害者等(以下単に「重度障 力開発訓練を受講する障害者(雇入れに係る施行規則第二十二 月につき十六万円を超えるときは、 営費用額」という。)に四分の三を乗じて得た額(その額が 講する障害者(施行規則第十八条第一項に規定する障害者を の事業の運営に要する費用の額を当該障害者能力開 機構が別に定める基準に従って算定した障害者能 以下同じ。)の総数で除して得た額 第二十二条に規定する社会福祉法人の運営する施設 次に掲げる額の合計額 第五条第十四項に規定する就労移 十六万円)に当該障害者能 (昭和二十六年法律第四 (以下「一人当たり運 (機構が別に 力開 発訓練を受 発訓 伞

。)を利用している精神障害者及び職業生活を営むことが特に

特別重度障害者等」という。)を除く。)の数を乗じて得た額 困難である重度障害者等として機構が別に定めるもの(以下「

(略)

四~八 (略)

第二条~第四条

(略)

めるもの(以下「特別重度障害者等」という。)を除く。)のを営むことが特に困難である重度障害者等として機構が別に定

数を乗じて得た額

(略)

四~八 (略)

第二条~第四条 (略)

○独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第二号の規定に基づき別に厚生労働大臣が定める事業(平成十八年厚生労働省告示第三百二号)新旧対照 表 (第二第九号)

域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業 る事業	活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業 談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業及び同法にいう地 事業及び同法成十七年法律第百二十三号)にいう障害福祉サービス事業、一般 祉サービス事	三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (三 障害者自立支援法 (平4	一·二 (略)	
	ひ同法にいう地域活動支援センター又は福祉ホームを経営すビス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援	有自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号)にいう障害福	(略)	現行

○国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成十八年厚生労働省告示第三百七十四号)

(傍線部分は改正部分)

新旧対照表 (第二第十号)

三〜九 (略)	で定める施設又は指定医療機関における医療の給付	法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第六項の厚生労働省令	第二項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための	二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条	一 (略)	改正案
九	の給付	↑ 第六項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療	第二項の障害者	二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八	一 (略)	

改 正 案	現行
1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (1 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」と
平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五条第二十	いう。)第五条第二十四項に規定する厚生労働大臣が定める補装具
四項に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具	の種目は、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡
、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電	、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行
動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便	器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思
補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項か	伝達装置とし、次項から第五項までに定める基準以外の基準につい
ら第五項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりと	ては、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特
する。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費	に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定
用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七	にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相
十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他厚生労働省	談所その他厚生労働省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が
令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。	定めるものとする。
2~5 (略)	2~5 (略)

○独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービス(平成十八年厚生労働省告示第五百八十五号)新旧 対照表 (第二第十二号)

改 正 案	現行
独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三	独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三
号) 第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、	号)第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成	障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第七項の生
十七年法律第百二十三号)第五条第七項の生活介護、同条第九項の重	活介護、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十三項の自立訓
度障害者等包括支援、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労	練、同条第十四項の就労移行支援又は同条第十五項の就労継続支援と
移行支援又は同条第十五項の就労継続支援とする。	する。

で定める施設又は指定医療機関における医療の給付 で定める施設又は指定医療機関における医療 第二項の障害者 1 (略) 一・二 (
--

○国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成十九年厚生労働省告示第三十 五号)新旧対照表(第二第十四号)

(傍線部分は改正部分)

三 ~ 十 第二項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第六項の厚生労働省令 で定める施設又は指定医療機関における医療の給付 身体障害者福祉法 略) (略) 改 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十八条 正 案 三 ~ 十 の給付 第六項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療 第二項の障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条 (略) (略) 現 行

改正案	現
この基本方針は、我が国の医療提供体制に対する国民の安心、信頼	この基本方針は、我が国の医療提供体制に対する国民の安心、
の確保に向けて、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進し	の確保に向けて、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推
、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質	、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、
かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保(以下「医療提供体制	かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保(以下「医療提供
の確保」という。)を図るための基本的な事項を示すものである。	の確保」という。)を図るための基本的な事項を示すものである
都道府県においては、この方針に即して、かつ、それぞれの地域の実	都道府県においては、この方針に即して、かつ、それぞれの地域
情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための	情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るた
計画(以下「医療計画」という。)を定めるものとする。	計画(以下「医療計画」という。) を定めるものとする。
第一~第六 (略)	第一~第六 (略)

第七 保険法 その他医療提供体制の確保に関する重要事項 健康増進法(平成十四年法律第百三号)等医療関係各法や介護 医療計画及びこれに基づく具体的な施策を定めるに当たっては (平成九年法律第百二十三号) 等の規定及び次の方針等に

配慮して定めるよう努めなければならない。 1 5 略

6 律 県障害福祉計画 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 (平成十七年法律第百二十三号)に定める基本指針及び都道

> 第プ (戦 ための 域の実 る。 供体制 推進し 良質 信頼

第七

保険法 配慮して定めるよう努めなければならない。 その他医療提供体制の確保に関する重要事項 健康増進法(平成十四年法律第百三号)等医療関係各法や介護 医療計画及びこれに基づく具体的な施策を定めるに当たっては (平成九年法律第百二十三号) 等の規定及び次の方針等に

1 5 (略)

基本指針及び都道府県障害福祉計画 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)に定める

○国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付 八号)新旧対照表(第二第十六号) (平成二十年厚生労働省告示第二百三十

(傍線部分は改正部分)

三 ~ 十 第二項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第六項の厚生労働省令 で定める施設又は指定医療機関における医療の給付 身体障害者福祉法 略 (略) 改 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十八条 正 案 三 ~ 十 の給付 第六項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療 第二項の障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条 (略) (略) 現 行

新旧対照表 (第二第十七号)

改

正

案

現

行

傍線部分は改正部分

資格要件を弾力化する事業をいう。 請し、 三号) 年以上」とあるの 場合において、 は施設により行われる障害福祉サービスに係るサービス管理責任者の において、 該構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の確保が困難で と認めた場合 び社会生活を総合的に支援するための法律 理責任者資格要件告示」という。)に規定する「サービス管理責任者 改革特別区域内において、サービス管理責任者(指定障害福祉サービ 律第百八十九号。 以上」とする。 以後は、 あるため障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合に限る。 スの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるも をいう。以下同じ。 等 に、 地 方公共団 (平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号。 その認定を受けたときは、 当該地方公共団体が法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申 第五条第一項に規定する障害福祉サービスの提供が困難である 当該認定に係る構造改革特別区域に所在する事業所又は施設 サービス管理責任者の資格要件弾力化事業 体が (当該構造改革特別区域の属する都道府県の知事が、 サー は 以下 ビス管理責任者資格要件告示第一号イ⑴一中「五 その設定する構造改革 「三年以上」と、 「法」という。 の確保が困難であるため障害者の日常生活及 当該地方公共団体は、)を実施することができる。 「十年以上」とあるのは 第二条第一項に規定する構造 特別区域 (平成十七年法律第百二十 以下「サービス管 法 (当該事業所又 (平成十 当該認定の日 应 「五年 この 年 当 法 の等 るサー 共団体は、 」をいう。 力化事業 地

 \mathcal{O}

以上」とあるのは「五年以上」とする。 告示第一号イ①一中「五年以上」とあるのは することができる。 内閣総理大臣の認定を申請し、 ると認めた場合に限る。 理責任者の確保が困難であるため障害福祉サービスの提供が困難 る都道府県の知事が、 ビスの提供が困難であると認めた場合(当該構造改革特別区域の属す 平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サー 理責任者資格要件告示」という。)に規定する「サービス管理責任者 スの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるも 改革特別区域内において、サービス管理責任者(指定障害福祉サービ 律第百八十九号。 所在する事業所又は施設において、 方公共団体が、 (平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号。 ビス管理責任者の資格要件を弾力化する事業をいう。 (当該事業所又は施設により行われる障害福祉サービスに係 以下同じ。)の確保が困難であるため障害者自立支援法 当該認定の日以後は、 以下「法」という。 この場合において、 その 当該構造改革特別区域内において、)に、当該地方公共団体が法第四条第九項 設定する構造改革特別区 その認定を受けたときは、 当該認定に係る構造改革特別区域に サービス管理責任者の資格 サービス管理責任者資格要件 第二条第一項に規定する構造 「三年以上」と、 域 以下「サービス管 法 (平成十四 当該地方公 サービス管 を実施 要件 「十年 であ 年法 \mathcal{O}

改

正

案

現

行

○障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの (平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号) 新旧対照

(傍線部分は改正部分)

者として厚生労働大臣が定めるもの 定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う 第六十三号。 という。)は一及び二に定める要件を満たす者とする。 児 て十年以上である者並びにイからハまでの期間が通算して三年以上 元童福祉: イ及びロの期間が通算して五年以上である者、 施設 以下 の設備及び運営に関する基準 「設備運営基準」という。 (以下「児童発達支援管理責任者)第四十九条第一項の規 昭 和二 ハの期間が通算し 一十三年厚生省令

る業務に従事した期間を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずを行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずの日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援ること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者(1)から(6)までに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害がある。

う。)であること。

かつニの期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」とい

害者 条の規定による改正前の児童福祉法 十四年法律第二百八十三号)第四条の二第一項に規定する身体 則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法 律 十八条第一項に規定する地域生活支援事業、 应 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため (平成十七年法律第百二十三号)第七十七条第一項及び第七 号) 0 日 第六条の二第 常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附 項に規定する障害児相談支援事業、 (昭和二十二年法律第百六 同法附則第二十六 (昭和二 の法 障

> 者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「児童発達支援管理責任者 定に基づき、 第六十三号。 という。)は一及び二に定める要件を満たす者とする。 う。 児童 かつニの期間が通算して五年以上である者(以下 て十年以上である者並びにイからハまでの期間が通算して三年以上 イ及びロの期間が通算して五年以上である者、)であること。 福祉施設の設備及び運営に関する基準 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う 以 下 「設備運営基準」という。 (昭 第四十九条第一項の規 和二十三年厚生省 「実務経験者」とい ハの期間が通算し

る業務に従事した期間を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずの日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援イ ()から(6までに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害がある

(1)者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者 改正前の身体障害者福祉法 相談支援事業、 十二年法律第百六十四号) 同法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法 条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業 第四 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第七十七 一条の一 一第 障害者自立支援法附則第三十五条の規定による 項に規定する身体障害者相談支援事業 第六条の二第一項に規定する障害児 (昭和二十四年法律第二百八十三号 (昭和二 障害

障害者相談支援事業、 する知的 に支援するため 障 害者福祉法 障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事 の法律附則第五十二 (昭和三十五年法律第三十七号) 障害者の 日 常生活及び社会生活を総合的 一条の規定による改正 第四条に規定 前 0 知

(2)

- 帰施設、 十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、 者更生相談所、 はこれに準ずる者 発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又 百二十三号) 神保健及び精神障害者福祉に関する法律 体障害者更生相談 に支援するための法律附則第四十六条の規定による改正 児童相談所、 (平成十六年法律第百六十七号) 知的障害者福祉法第十二条第二項に規定する知的障害 第五十条の二第一 社会福祉法 身体障害者福祉法第十一条第二 所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的 (昭和二十六年法律第四十五号) 項に規定する精神障害者社会復 第十四条第一 (昭和二十五年法 一項に規定する身 発達障害者支援 項に規定する 前の精 律第 第
- (3)以下 祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター 規定する介護老人保健施設 介護保険法 二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設 支援するための法律第五条第十二 八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設 〇 以 下 生活保護法 障害児入所施設、 「老人福祉施設」という。)、精神保健及び精神障害者福 同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援 「障害者支援施設」という。)、 (平成九年法律第百二十三号) (昭和二十五年法律第百四十四号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 以下 一項に規定する障害者支援施設 「介護老人保健施設」という 老人福祉法 第八条第二十七項に 第三十八条第 (昭和三十

障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条に規定する知的

- 規定する知的障害者更生相談所、 る施設の従業者又はこれに準ずる者 律第四十五号)第十四条第一項に規定する福祉に関する事務 精神障害者社会復帰施設、 和二十五年法律第百二十三号) による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 体障害者更生相談所、 発達障害者支援法 児童相談所、 項に規定する発達障害者支援センターその他これらに準ず 身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身 (平成十六年法律第百六十七号) 障害者自立支援法附則第四十六条の規定 知的障害者福祉法第十二条第二項 第五十条の二第一項に規定する 社会福祉法 (昭和二十六年法 第十四名 (昭 所
- (3)福祉法 する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者 八条第二十七項に規定する介護老人保健施設 定する更生施設、 保健福祉センター、 及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神 る老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)、精神保健 る障害者支援施設 除健施設」 障害児入所施設、 第三十八条第一 (昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定す という。 介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 一項に規定する救護施設及び同条第三項 (以下「障害者支援施設」という。)、 生活保護法 障害者自立支援法第五条第十二項に規定す 同法第百十五条の四十六第一 (昭和二十五年法律第百四十四 (以下「介護老人 項に規定 老人 に規 第

(6)

口 業訓練又は職業教育に係る業務 障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準 令(平成十八年厚生労働省令第百六十九号)による廃止前の精神 者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職 者につき、 は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある の(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、身体上又 生省令第八十七号)第十七条第二項各号のいずれかに該当するも 援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省 基準第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支 識及び技術を修得したものと認められるもの、 な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知 各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的 ①から⑥までに掲げる者であって、社会福祉法第十九条第 入浴、 排せつ、 食事その他の介護を行い、 (以 下 「直接支援の業務」という 保育士、設備運営 (平成十二年厚 並びにその 一項

。)に従事した期間

的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サー 護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる ビス事業、 障害児通所支援事業、 老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介 障害者の日常生活及び社会生活を総合

(3) $(\acute{6})$ 略

<u>一</u> 分 五 ハ・ニ (略)

又はこれに準ずる者

(4)

業訓練又は職業教育に係る業務 令 者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職 者につき、入浴、 は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある \mathcal{O} 生省令第八十七号)第十七条第二項各号のいずれかに該当するも 障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準 援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省 基準第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支 識及び技術を修得したものと認められるもの、 な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知 各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的 ①から⑥までに掲げる者であって、社会福祉法第十九条第 (以下「社会福祉主事任用資格者等」という。) が、身体上又 (平成十八年厚生労働省令第百六十九号) による廃止前の精神 に従事した期間 排せつ、 食事その他の介護を行い、 (以 下 「直接支援の業務」という 保育士、 (平成十二年厚 並びにその 設備運営 項

(2)又はこれに準ずる者 定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者 する障害福祉サービス事業、 障害児通所支援事業、 障害者自立支援法第五条第一項に規定 老人福祉法第五条の二第二項に規

(3) (6)

略

ハ・ニ (略)

二 ~ 五 (略)

É	(略)					(略)	(略)	別表第二
		(略)	(略)	に相談支援事業従事者の役割に関する講義	援するための法律及び児童福祉法の概要並び	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支	(略)	
Į.	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	
H	(略)					(略)	(略)	別表第二
		(略)	(略)		に相談支援事業従事者の役割に関する講義	障害者自立支援法及び児童福祉法の概要並び	(略)	
					義	並 び 		

第四部 (略)	第四部 (略)
する。	、障害者福祉施策と密接な連携を図るものとする。
いう。)を踏まえ、障害者福祉施策と密接な連携を図るものと	条の規定に基づき、都道府県が定める計画をいう。)を踏まえ
十三号)第八十九条の規定に基づき、都道府県が定める計画を	支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第八十九
府県障害福祉計画(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二	府県障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
また、障害者の福祉から就労への移行を促進するため、都道	また、障害者の福祉から就労への移行を促進するため、都道
る。	- క _ం
から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとす	から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとす
共職業安定所等との連携強化の下、当該公共職業訓練の開始時	共職業安定所等との連携強化の下、当該公共職業訓練の開始時
等の見直しを図るほか、当該公共職業訓練の受講者に対し、公	等の見直しを図るほか、当該公共職業訓練の受講者に対し、公
については、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容	については、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容
練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なもの	練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なもの
の見直しを行うものとする。障害者に対する公共職業訓練の訓	の見直しを行うものとする。障害者に対する公共職業訓練の訓
障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練科	障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練科
③ 効果的な障害者に対する公共職業訓練の実施のための取組	3 効果的な障害者に対する公共職業訓練の実施のための取組
(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)
四 障害者に対する公共職業訓練の対象者数等	四 障害者に対する公共職業訓練の対象者数等
一~三 (略)	一~三 (略)
とし、次に定めるとおり公共職業訓練を実施するものとする。	とし、次に定めるとおり公共職業訓練を実施するものとする。
待し難い、又は実施していない職業訓練を実施することを原則	待し難い、又は実施していない職業訓練を実施することを原則
公共職業訓練は、人材ニーズがありながら、民間で実施を期	公共職業訓練は、人材ニーズがありながら、民間で実施を期
第三部 計画期間中の公共職業訓練の対象者数等	第三部 計画期間中の公共職業訓練の対象者数等
第一部・第二部(略)	第一部・第二部(略)
	改 正 案

○独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービス(平成二十四年厚生労働省告示第三百二十八号)新旧対 照表 (第二第二十号)

改正案	現行
独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三	独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三
号)第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、 <u>障害</u>	号)第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害
者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七	者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第二項の居宅介
年法律第百二十三号)第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪	護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条第八項
問介護、同条第七項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項	の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十項の共同
条第十三項	生活介護、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援、
の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援、同条第十五項の就労継続	同条第十五項の就労継続支援又は同条第十六項の共同生活援助とする
支援又は同条第十六項の共同生活援助とする。	0

対 日 条 別表第1 生活扶助基準 第1章 基準生活費 1・2 (略)	案		現 別表第1 生活扶助基準 第1章 基準生活費 1・2 (略)	行	
ついての特例 次の表の左欄に掲げる施設に入所又は寄宿している者(特別	乙入所又は寄宿し)ている者 (特別	ついての特例 次の表の左欄に掲げる施設に入所又は寄宿している者 (特別	こ入所又は寄宿	している者(特別
大援学校に附属する寄宿舎に寄宿している者にあつては、これ	バス別又は毎年 5 帯宿している者に	つて、の名(特別)におしては、これ	次の夜の在欄に抱りる地段に入り入れず怕しているも、行力 支援学校に附属する寄宿舎に寄宿している者にあつては、これ	ベスガメは毎倍時宿している者に	つって。6位(特別に移しては、11代
らの学校の高等部の別科に就学する場合に限る。)に係る基準	学する場合に限る	5。) に係る基準	らの学校の高等部の別科に就学する場合に限る。)に係る基準	学する場合に限	る。)に係る基準
生活費の額は、1の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に	かわらず、それる	どれ同表の右欄に	生活費の額は、1の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に	かわらず、それ	ぞれ同表の右欄に
掲げる額とする。			掲げる額とする。		
(略)	(略)		(略)	(略)	
	(略)	(略)		(略)	()()
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	()路)
独立行政法人国立重度知的障害者	(略)		独立行政法人国立重度知的障害者	(略)	
総合施設のぞみの園が設置する施			総合施設のぞみの園が設置する施		
殿			漀		
障害者の日常生活及び社会生活を			障害者自立支援法(平成17年法律		
総合的に支援するための法律(平			第123号)第5条第13項に規定す		
成17年法律第123号)第5条第13			る障害者支援施設		
項に規定する障害者支援施設			児童福祉法(昭和22年法律第164		
児童福祉法(昭和22年法律第164			号)第42条第1号に規定する福祉		
号)第42条第1号に規定する福祉			型障害児入所施設		
型障害児入所施設					

(略)	(器)	(略)
第2章 加算	第2章 加算	
1 (略)	1 (略)	
2 障害者加算	2 障害者加算	
(1) 加算額 (月額)	(1) 加算額 (月額)	
(注) 社会福祉施設とは保護施設、障害者の日常生活及び社会生活	(注) 社会福祉施設とは保護施設	(注) 社会福祉施設とは保護施設、 <u>障害者自立支援法</u> 第5条第13項
を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する障害者支	に規定する障害者支援施設、児	に規定する障害者支援施設、児童福祉法第42条第1号に規定する
接施設、児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施	福祉型障害児入所施設又は老人	福祉型障害児入所施設又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)に
設又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)にいう老人福祉施設を	いう老人福祉施設をいい、介護	いう老人福祉施設をいい、介護施設とは介護保険法(平成9年法
いい、介護施設とは介護保険法(平成9年法律第123号)にいう介	律第123号)にいう介護保険施詞	にいう介護保険施設をいうものであること(以下同じ
護保険施設をいうものであること (以下同じ。)。	°) ° °	
(2)~(5) (略)	(2) \sim (5) (略)	
3~9 (路)	3~9 (略)	
第3章 (略)	第3章 (略)	

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法(平 成十七年厚生労働告示第三百六十五号)新旧対照表(第三第二号)

通則	第3章 医療観察訪問看護	12~14 (略) 12.	注3~13 (略)	上必要な指導を行わせた場合に算定する。	のを除く。)の保健師等を訪問させて、同時に看護又は療養	ものに対して、指定通院医療機関(令第1条各号に掲げるも	祉サービスを行う施設及び福祉ホームに入所している複数の	接するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害福	象者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支	注2 医療観察精神科訪問看護・指導料(II)については、通院対	注1 (略)	11 医療観察精神科訪問看護・指導料 11	1~10 (略) 1、	した点数により算定する。	た場合は、各区分により算定した点数及び薬剤料の所定点数を合算 た	医療観察精神科専門療法に当たって対象者に対して薬剤を使用し	通則 通則	第2章 医療観察精神科専門療法	第1章 (略)	医療観察診療報酬点数表	別表	
	第3章 医療観察訪問看護	12~14 (略)	注3~13 (略)		に看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に算定する。	各号に掲げるものを除く。)の保健師等を訪問させて、同時	している複数のものに対して、指定通院医療機関(令第1条	規定する障害福祉サービスを行う施設及び福祉ホームに入所	象者であって、 <u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号)に	注2 医療観察精神科訪問看護・指導料(II)については、通院対	注1 (略)	医療観察精神科訪問看護・指導料	1~10 (略)	した点数により算定する。	た場合は、各区分により算定した点数及び薬剤料の所定点数を合算	医療観察精神科専門療法に当たって対象者に対して薬剤を使用し		第2章 医療観察精神科専門療法	第1章 (略)	医療観察診療報酬点数表		

訪問看護事業型指定通院医療機関が、医療観察訪問看護を行った場合、その費用は、1により算定される点数に2及び3により算定される点数を加えた点数とする。

医療観察訪問看護基本料

注1 (略)

注2 医療観察訪問看護基本料(II)については、通院対象者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う施設及び福祉ホームに入所している複数のものに対して、法第104条の処遇に関する実施計画や主治医の指示に基づき訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、訪問して同時に看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。

注3~13 (點)

2・3 (器)

第四章 (略)

訪問看護事業型指定通院医療機関が、医療観察訪問看護を行った場合、その費用は、1により算定される点数に2及び3により算定される点数を加えた点数とする。

医療観察訪問看護基本料

注1 (略)

注2 医療観察訪問看護基本料(II)については、通院対象者であって、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う施設及び福祉ホームに入所している複数のものに対して、法第104条の処遇に関する実施計画や主治医の指示に基づき訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、訪問して同時に看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。

注3~13 (略)

2・3 (器)

第四章 (略)

第2部~第13部 (略)	B010~B018 (略) B01	5 ~12 (略)	する。	供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定	て、当該患者の社会復帰の促進に必要な情報を提	人保健施設に対して、診療状況を示す文書を添え	者の同意を得て、当該精神障害者施設又は介護老	いる患者又は介護老人保健施設に入所している患	(以下「精神障害者施設」という。) に入所して	する障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホーム	援するための法律(平成17年法律第123号)に規定	て、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支	4 保険医療機関が、標神障害者である患者であっ	注1~3 (略)	B009 診療情報提供料(I) 250点 B00	B000~B008 (略) B00	区分 区分	第1部 医学管理等	第2章 特掲診療料	第1章 (略)	医科診療報酬点数表	別表第一	
第2部~第13部 (略)	O10~B018 (略)	5~12 (略)		算定する。	を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り	添えて、当該患者の社会復帰の促進に必要な情報	護老人保健施設に対して、診療状況を示す文書を	る患者の同意を得て、当該精神障害者施設又は介	している患者又は介護老人保健施設に入所してい	一ム(以下「精神障害者施設」という。)に入所	規定する障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホ	て、 <u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号)に	4 保険医療機関が、標神障害者である患者であっ	注1~3 (略)) 9 診療情報提供料(I) 250点	B000~B008 (略)		第1部 医学管理等	第2章 特揭診療料	第1章 (略)	医科診療報酬点数表		7

(器)

02~05 (略)	02~05 (略)
3~12 (略)	3~12 (略)
	に、週3日を限度として算定する。
った場合に、週3日を限度として算定する。	看護師を除く。)が同時に指定訪問看護を行った場合
師等(准看護師を除く。)が同時に指定訪問看護を行	長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師等(准
方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健	臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局
生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地	及び精神科訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働大
護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、別に厚	の者の主治医から交付を受けた精神科訪問看護指示書
、それらの者の主治医から交付を受けた精神科訪問看	祉ホームに入所している複数のものに対して、それら
設又は福祉ホームに入所している複数のものに対して	23号)に規定する障害福祉サービスを行う施設又は福
年法律第123号)に規定する障害福祉サービスを行う施	生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第1
障害を有する者であって、 <u>障害者自立支援法</u> (平成17	障害を有する者であって、障害者の日常生活及び社会
2 2については、指定訪問看護を受けようとする精神	2 2については、指定訪問看護を受けようとする精神
注 1 (略)	注1 (略)
1~4 (略)	1~4 (略)
01―2 精神科訪問看護基本療養費(1日につき)	01-2 精神科訪問看護基本療養費 (1日につき)
O 1 (略)	0 1 (昭)
区分	区分
1~3 (略)	1~3 (略)
通則	通則
訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法	訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法
別表	別表
現行	改 正 案

傍線
部
分
は
改
Œ
部
分
$\overline{}$

	法の規定による自立支援医療を担当しなければならない。
	。)の定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、
規定による自立支援医療を担当しなければならない。	施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という
の定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、法の	及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。)	二項に規定する指定自立支援医療機関をいう。以下同じ。) は、法
援医療機関をいう。以下同じ。)は、法及び障害者自立支援法施行	平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十四条第
号。以下「法」という。)第五十四条第二項に規定する指定自立支	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (
自立支援医療機関(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三	生医療(以下「更生医療」という。)を行う指定自立支援医療機関
二号に規定する更生医療(以下「更生医療」という。)を行う指定	成医療(以下「育成医療」という。)又は同条第二号に規定する更
一号に規定する育成医療(以下「育成医療」という。)又は同条第	律施行令(平成十八年政令第十号)第一条の二第一号に規定する育
第一条 障害者自立支援法施行令 (平成十八年政令第十号) 第一条第	第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
(指定自立支援医療機関の義務)	(指定自立支援医療機関の義務)
現 行	改正案

傍線
かり
部
分
は
改
Œ
部
分
$\overline{}$

	により、法の規定による自立支援医療を担当しなければならない。
	│ 」という。)の定めるところによるほか、この規程の定めるところ
り、法の規定による自立支援医療を担当しなければならない。	めの法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則
いう。)の定めるところによるほか、この規程の定めるところによ)は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」と	十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関をいう。以下同じ。
定自立支援医療機関をいう。以下同じ。)は、法及び障害者自立支	の法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五
百二十三号。以下「法」という。)第五十四条第二項に規定する指	医療機関(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため
行う指定自立支援医療機関(障害者自立支援法(平成十七年法律第	神通院医療(以下「精神通院医療」という。)を行う指定自立支援
三号に規定する精神通院医療(以下「精神通院医療」という。)を	
第一条 障害者自立支援法施行令 (平成十八年政令第十号) 第一項第	第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
(指定自立支援医療機関の義務)	(指定自立支援医療機関の義務)
現行	改正案

○障害者自立支援法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額(平成十八年厚生労働省告示第百五十六号)新旧対照表(第六)

	現行
第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	める額障害者自立支援法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平	障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」とい
成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。) 第五十八条第三項	う。)第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額は、次の各
第二号の厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、	号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
当該各号に定める額とする。	
一・二 (略)	一•二 (略)

○障害者自立支援法第五十八条第四項の規定による自立支援医療に要する費用の額の算定方法及び同法第六十二条第二項の規定による診療方針(平成 十八年厚生労働省告示第百五十七号)新旧対照表(第七)

二・三 (略)	
	による。
方法及び診療方針の例による。	者医療の療養の給付に要する費用の額の算定方法及び診療方針の例
診療方針は、後期高齢者医療の療養の給付に要する費用の額の算定	の額の算定方法及び指定自立支援医療機関の診療方針は、後期高齢
支援医療に要する費用の額の算定方法及び指定自立支援医療機関の	援医療機関をいう。以下同じ。)が行う自立支援医療に要する費用
に規定する指定自立支援医療機関をいう。以下同じ。)が行う自立	号。以下「法」という。)第五十四条第二項に規定する指定自立支
十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十四条第二項	会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三
を除く。)に係る指定自立支援医療機関(障害者自立支援法(平成	を除く。)に係る指定自立支援医療機関(障害者の日常生活及び社
号)別表に定める程度の障害の状態にあるもの(次号に規定する者	号)別表に定める程度の障害の状態にあるもの(次号に規定する者
齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八	齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八
一 七十五歳以上の者及び六十五歳以上七十五歳未満の者であって高	一 七十五歳以上の者及び六十五歳以上七十五歳未満の者であって高
による診療方針	の算定方法及び同法第六十二条第二項の規定による診療方針
に要する費用の額の算定方法及び同法第六十二条第二項の規定	第五十八条第四項の規定による自立支援医療に要する費用の額
障害者自立支援法第五十八条第四項の規定による自立支援医療	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
現行	改正案

○障害者自立支援法施行令第三十五条第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者と して厚生労働大臣が定めるもの (平成十八年厚生労働省告示第百五十八号) 新旧対照表 (第八)

(傍線部分は改正部分)

者として厚生労働大臣が定めるもの 障 施行令第三十五条第 て費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない 害者 0 日 常生 活及び社会生活を総合 号の支給認定に係る自立支援医療につい 的に支援するため 0 法律

改

正

案

令 わたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものは の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間に 次の各号に掲げる者とする。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため (平成十八年政令第十号。 以下「令」という。)第三十五条第一号 0 法律施行

う。

障害者自立支援法施行令

労働大臣が定めるものは、

が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生

次の各号に掲げる者とする。

)第三十五条第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用

(平成十八年政令第十号。

以下「令」とい

同じ。 費多数回該当の場合 国家公務員共済組合法施行令 支給認定をいう。)に係る障害者又は障害児及び支給認定基準世帯 務員等共済組合法施行令 十三号)、船員保険法施行令 に対し、 援するための法律 /健康保険法施行令 指定自立支援医療 (令第二十九条第一項に規定する支給認定基準世帯員をいう。 第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。)のあった月に、 指定自立支援医療のあった月以前の十二月以内に高額療養 (平成十七年法律第百二十三号。以下「法」とい (昭 (健康保険法施行令 (大正十五年勅令第二百四 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 支給認定 和三十三年政令第三百六十二号)、 (昭和三十七年政令第三百五十二号)又は (昭和二十八年政令第二百四十号)、 (昭和三十三年政令第二百七号)、国 (法第五十二条第一項に規定する 地方公 以下

> なければならない者として厚生労働大臣が定めるもの 立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続し 障害者自立支援法施行令第三 + 五条第 号の 支給認. 定に係る自

現

行

指定自立支援医療 (障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十

二条第一項に規定する支給認定をいう。)に係る障害者又は障害児 第三百五十二号)又は高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平 百六十二号)、 政令第二百七号)、 政令第二百四十号)、国家公務員共済組合法施行令 正十五年勅令第二百四十三号)、 十二月以内に高額療養費多数回該当の場合 基準世帯員をいう。)に対し、 及び支給認定基準世帯員(令第二十九条第一項に規定する支給認定 支援医療をいう。 三号。以下「法」という。)第五十八条第一項に規定する指定自立 地方公務員等共済組合法施行令 以下同じ。)のあった月に、 国民健康保険法施行令 指定自立支援医療のあった月以前 船員保険法施行令 (昭和三十三年政令第三 (健康保険法施行令 支給認定 (昭 和三十七年政令 (昭和三十三年 (昭和二十八年 (法第五十 大 \mathcal{O}

額療養費多数回該当の場合をいう。)に該当すべき者	八号)の規定(他の法令によって準用する場合を含む。)による高	高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十
--------------------------	--------------------------------	--------------------------------

(略)

すべき者合を含む。)による高額療養費多数回該当の場合をいう。)に該当成十九年政令第三百十八号)の規定(他の法令によって準用する場

二 (略)

改正案	現行
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障
づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する	害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚
費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第五百二十	生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表の第7の1
三号)別表介護給付費等単位数表の第7の1の注7、注10及び注13の	の注7、注10及び注13の厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲
厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる状態のうち、五以上	げる状態のうち、五以上の状態に適合する場合とする。
の状態に適合する場合とする。	
一~六 (略)	一~六 (略)

○保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号)新旧対照表(第十)

改	- 417	\717	(略) 一~八	一第二項第一号の医療の給付を日常生活及び社会生活を総合の日常生活及び社会生活を総合の日常生活及び社会生活を総合の日常生活及び社会生活を総合の日常生活及び社会生活を総合の日常生活及び社会生活を総合の	(略) (略) (略) (略) (略) (明) (明) (明) (明) (明) (明) (明) (明
(略) 一~八 (略)	(略) 一~八	(略)			
	京文等で表質に見ぎに、2月に重要分別ではぎぎつうで表表に 一~~八 (略)	· 京文等 1575 1175 1175 1175 1175 1175 1175 117			
告示第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等に 一〜ハー(略) 一〜	告示第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等に 九~八 (略) 一~	告示第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等に 九〜ハ (略)	告示第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等に 九		
告示第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等に 九〜八 (略) 一〜	告示第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等に 九~八 (略) 一(告示第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等に 九〜ハ (略) 一一〜	告示第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等に 九	ある者	ある者
ある者とは規定する別に厚生労働大臣が定める状態等に(九十十八)(略)(一年元第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等に(九十八)(略)(一〇)(一〇)(一〇)(一〇)(一〇)(一〇)(一〇)(ある者	ある者	ある者 という おり おり おり おり おり おり おり とう とう おり とう		<u> </u>
イ〜ル (略) イン イン (略) イン イン (略) イン は でき	イ〜ル (略)	イ〜ル (略)	イ〜ル (略)		
ヲ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ヲイ〜ル (略) イート 告示第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等に 九の八 (略) 一〜ハ (略)	ヲ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ヲイ〜ル (略) イー・	ヲ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 ヲイ〜ル (略) イーター イー・ イー・ イー・ イー・ イー・ イー・ (略) ニュー イー・ イー・ (略) ニュー ・ (一・ (一・ (一・ (一・ (一・ (一・ (一・ (一・ (一・ (ヲ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ヲイ〜ル (略) イある者 ある者 おがま 日本の おがま おがま 日本の おがま 日本の 日常生活 の おがま 一年 一年 の おり かん とう おり おり かん とう おり おり かん とう はん とん とう はん とう はん とう はん はん とう はん はん とう はん とん とう はん とん	施行令(平成十八年政令第十号)第一条の二第一号の育成医療の	号の育成医療の給付又は児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第
施行令(平成十八年政令第十号)第一条の二第一号の育成医療の ファー 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 フィートル (略) イータル (略) イータル (略) イータル (略) イータール (略) 一く イータール (略) (略) イータール (略) (単位 を持定する ための 法律 クロール (単位 を持定する ための 法律 クロール (略) (単位 を持定する ための 法律 クロール (略) (単位 を持定する ための 法律 クロール (略) (単位 を持定する ための 法律 を持定する ための 法律 クロール (単位 を持定する ための 法律 を持定する ための 法律 クロール (単位 を持定する ための 法律 を持定する ための はまたり (単位 を持定する ための はまたり (単位 を持定する を持定する ための はまたり (単位 を持定する を持定する とはまたり (単位 をはまたり (単位 を	施行令(平成十八年政令第十号)第一条の二第一号の育成医療の ララ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 オかる者 たい (略) イッル (略) イット (略) イット (略) イット (略) カッカの (略) カッカの (略) カッカの (本)	施行令(平成十八年政令第十号)第一条の二第一号の育成医療のフラーで書者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律フィー・の、(略) イー・の という に厚生労働大臣が定める状態等に しかある者 あった の とり の と	施行令(平成十八年政令第十号)第一条の二第一号の育成医療のフラーで書者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律フィー・ルー(略) イー・ルー(略) イー・カー・ イー・ イー・ イー・ イー・ イー・ イー・ イー・ イー・ イー・ イ	給付又は児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二	七十四号)第二十三条の二第二項第一号の医療の給付を受けてい
給付又は児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二7~ル (略) 第一条の二第一号の育成医療の たい (略) イータル (略) スカある者 アイトル (略) イータル (略) イータル (略) イータル (略) イータール (略) (略) (略) イータール (略) (略) (略) (略) イータール (略)	給付又は児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二 7年の一位では、一人の一位のでは、一人のの大学に対して、一人ののは、一人ののより、一人ののは、一人ののは、一人ののは、一人ののは、一人ののの 1 により 1 により 1 に見り 1 に見り 2 に対して 1 に見り 2 に対して 1 に見り 2 に対して 2 に対して 2 に対して 2 に対して 3 に見り 3 に見り 4 に対して	給付又は児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二十二十四号(平成十八年政令第十号)第一条の二第一号の育成医療の一つでいる。	給付又は児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二 施行令(平成十八年政令第十号)第一条の二第一号の育成医療の 一方で、「略」 インル (略) イントル (略) イントル (略) イントル (略) イントル (略) イントル (略) インカー という でき おいま 一名 がい とう かい とう でき おいま に 見 と で かい と で で で で で で で で で で で で で で で で で で	十三条の二第二項第一号の医療の給付を受けている患者	る患者
十三条の二第二項第一号の医療の給付を受けている患者 たい (略) 一条の二第二項第一号の医療の給付を受けている患者 をおうり (中成十八年政令第十号) 第一条の二第一号の育成医療の施行令(平成十八年政令第十号) 第一条の二第一号の育成医療の がある者 する (本)	十三条の二第二項第一号の医療の給付を受けている患者 たい (略) 「一条の二第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等に 九 告示第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等に 九 ある (4) (4) (4) (6) 「一条の八 (6) 「一条の一点である者」 「一条の一点である者」 「一条の一点である者」 「一条の一点である者」 「一条の一点である者」 「一条の一点である者」 「一条の一点である者」 「一条の一点である者」 「一条の一点である者」 「一条の一点である。」 「一条の一点である」」 「一条の一点である」」 「一条の一点である」 「一条の一点である」」 「一条の一点である」」 「一条の一点である」 「一条の一点である」」 「一条の一点である」」 「一条の一点である」」 「「一条の一点である」」 「一条の一点である」」 「一条の一点である」 「一点である」 「一点である」 「一条の一点である」 「一条の一点である」 「一点である」	十三条の二第二項第一号の医療の給付を受けている患者 一十三条の二第二項第一号の医療の給付を受けている患者 一十三条の二第一号の有成医療の一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、	十三条の二第二項第一号の医療の給付を受けている患者 たい (略) 第一条の二第一号の育成医療の施行令(平成十八年政令第十号)第一条の二第一号の育成医療の がある者 アイトル (略) データの で		
フー (略) フリー (略) フリー (略) フリー (略) フリー (略) アー (を) アー	ワーク (略) ーの マーク (略) ーの 大くル (略) インル (略) ーの おる者 カーストンル (略) インル (略) インル (略) インル (略) イントンのである。 インのである。 イン	フー (略) - 「・ 「・ 「・ 」 「・ 」 「・ 」 「・ 」 「・ 」 「・ 」 「	フー (略) フー (略) フー (の) フー (の) フー (の) フー (の) フー (の) フー (の)		

○障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額(平成十八年厚生 労働省告示第五百二十五号) 新旧対照表 (第十一)

五(略) 零とする。)	び同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額(その額が零事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の合計額を除く。)及	項第一号に掲げる額、同項第二号に掲げる額(同号に規定する食人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額から同	年政令第十号)第四十二条の四第二項に規定する家計における一活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八	四 二十歳未満の者(次号に掲げる者を除く。) 障害者の日常生一〜三 (略)	額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。おいて準用する同法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める	成十七年法律第百二十三号)第七十条第二項及び第七十一条第二項に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平	五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律改 正 案
五 (略)	得た額(その額が零を下回る場合は、零とする。) 合計額を除く。)及び同項第三号に掲げる額の合計額を控除して	(同号に規定する食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の臣が定める額から同項第一号に掲げる額、同項第二号に掲げる額	する家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大法施行令(平成十八年政令第十号)第四十二条の四第二項に規定	四 二十歳未満の者(次号に掲げる者を除く。) 障害者自立支援一〜三 (略)	号に定める額とする。の厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各	及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第二号障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第七十条第二項	る額 で準用する同法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定め 障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項におい 現

○障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額(平成十八年厚生 労働省告示第五百二十六号) 新旧対照表 (第十二)

改正案	現行
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項におい
第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第	て準用する同法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定め
五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額	る額
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平	障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第七十条第二項
成十七年法律第百二十三号)第七十条第二項及び第七十一条第二項に	及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第三号
おいて準用する同法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める	の厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各
額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。	号に定める額とする。
一~三 (略)	一~三 (略)

○障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第四項の規定による療養介護医療又は基準該当療養介護医 療に要する費用の額の算定方法及び同法第七十二条において準用する同法第六十二条第二項の規定による診療方針 (平成十八年厚生労働省告示第五

百二十七号)新旧対照表(第十三)

改

正

案

(傍線部分は改正部分)

方針は、 護事業所等」という。)が行う療養介護医療又は基準該当療養介護 規定する基準該当事業所若しくは基準該当施設(以下「指定療養介 除く。)に係る療養介護医療を行う障害者の日常生活及び社会生活 及び診療方針 医療に要する費用の額の算定方法及び指定療養介護事業所等の診療 介護医療をいう。 該当療養介護医療 二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業所等又は基準 を総合的に支援するための法律 別表に定める程度の障害の状態にあるもの(次号に規定する者を 者医療の確保に関する法律施行令 七十五歳以上の者及び六十五歳以上七十五歳未満の者であって高 後期高齢者医療の療養の給付に要する費用の額の算定方法 の例による。 以下同じ。)を行う同法第三十条第一項第二号に (同法第七十一条第一項に規定する基準該当療養 (平成十七年法律第百二十三号) 第 (平成十九年政令第三百十八号

(略

略

る診療方針 第七十二条において準用する同法第六十二条第二項の規定によ は基準該当療養介護医療に要する費用の額の算定方法及び同法 は基準該当療養介護医療に要する費用の額の算定方法及び同法 は基準該当療養介護医療に要する費用の額の算定方法及び同法 で準用する同法第五十八条第四項の規定による療養介護医療又 で準用する同法第五十八条第四項の規定による療養介護医療又

養介護事業所等の診療方針は、 又は基準該当療養介護医療に要する費用の額の算定方法及び指定療 設 三十条第一項第二号に規定する基準該当事業所若しくは基準該当施 規定する基準該当療養介護医療をいう。 ビス事業所等又は基準該当療養介護医療(同法第七十一条第一項に 法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サー 除く。)に係る療養介護医療を行う障害者自立支援法(平成十七年 齢者医療の確保に関する法律施行令 る費用の額の算定方法及び診療方針の例による。 別表に定める程度の障害の状態にあるもの 七十五歳以上の者及び六十五歳以上七十五歳未満の者であって高 (以下「指定療養介護事業所等」という。) が行う療養介護医療 後期高齢者医療の療養の給付に要す (平成十九年政令第三百十八号 以下同じ。)を行う同法第 (次号に規定する者を

○障害者自立支援法第七十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具 五百二十九号)新旧対照表(第十四) (平成十八年厚生労働省告示第

(傍線部分は改正部分)

とする。 成十七年法律第百二十三号)第七十七条第一 って、第二号に掲げる用具の用途及び形状のいずれかに該当するもの るための用具は、 者又は障害児 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第七十七条第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める 障害者の日 日常生活上の便宜を図るための用具 略 (以下「障害者等」という。)の日常生活上の便宜を図 第 常生活及び社会生活を総合的に支援するため 一号に掲げる用具の要件をすべて満たすものであ 改 正 項第六号に規定する障害 案 の法律 伞 いずれかに該当するものとする。 をすべて満たすものであって、第二号に掲げる用具の用途及び形状の の日常生活上の便宜を図るための用具は、 項第二号に規定する障害者又は障害児(以下「障害者等」という。) 障害者自立支援法 労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具 障害者自立支援法第七十七条第 (略) (平成十七年法律第百二十三号) 現 項第二 第一号に掲げる用具の要件 行 号の 規定に 第七十七条第 基づき厚生

改

正

案

	を除く。)を利用する者とする。	
	療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助	
	状態に相当する心身の状態にある者であって、障害福祉サービス(
	包括支援サービス費」という。)の注1に規定する利用者の心身の	
)の第8の重度障害者等包括支援サービス費(以下「重度障害者等	
	表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。	
	算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別	
	福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の	
	生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害	
	三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者の日常	
	行令(平成十八年政令第十号。以下「令」という。)第四十四条第	
_	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施	
l		

厚生労働大臣が定める基準に基づき算定し 平成十九年二月までのものに限る。)ごとに算定した単位数を合計 年度に属する各月(平成十八年度においては、平成十八年十月から リまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該 潍 該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額)に当該市町村に に相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して 各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービス 分に応じ、 した数に、 は 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基 次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイから 同表の下欄の割合を乗じた額を乗じて得た額 十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区 た額を下回るときは、 (その 額が 当

> いう。 者とする。 等包括支援、 という。)の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の 等包括支援サービス費(以下「重度障害者等包括支援サービス費」 成十八年厚生労働省告示第五百二十三号) 準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 状態にある者であって、 る者は、 障害者自立支援法施行令 (以下「介護給付費等単位数表」という。) の第8の重度障害者 第四十四条第三項第一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基 施設入所支援及び共同生活援助を除く。 障害福祉サービス(療養介護、 (平成十八年政令第十号。 号イに規定する厚生労働大臣が定め 行 別表介護給付費等単位数 以下 を利用する 重度障害者 「 令 」 伞 لح

二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基 準は、 厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下 該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額)に当該市町村に に相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して 各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービス 分に応じ、 した数に、 平成十九年二月までのものに限る。)ごとに算定した単位数を合計 年度に属する各月(平成十八年度においては、平成十八年十月から リまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該 次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイから 十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区 同表の下欄の割合を乗じた額を乗じて得た額 回るときは、 (その額

基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定めるおける当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障

(1) · (2) (略)

口 (略)

ら4)までに掲げる単位数。) 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)かへ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者(ロに掲げる者を除く

(1) (3) (略)

・) (1) であるでででででででででで変している。 () 「) での一から五までに掲げる者を除く。) 「 次の一から五までに掲げる(以下「共同生活介護サービス費」という。)を算定される者() 介護給付費等単位数表の第9の1の共同生活介護サービス費(

一 (略)

基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定めるおける当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障

て、「は②に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は②に掲げる単位項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けた者「次の(1)成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第十九条第一重度障害者等包括支援に係る支給決定(障害者自立支援法(平

(1) • (2)

(略)

ら⑷までに掲げる単位数。) 次の⑴から⑷までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ⑴かハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者(ロに掲げる者を除く

(1) (3) (略)

者の区分に応じ、それぞれ()から(五までに掲げる単位数(ト及びチに掲げる者を除く。)、次の()から(五までに掲げる(以下「共同生活介護サービス費」という。)を算定される者(4)介護給付費等単位数表の第9の1の共同生活介護サービス費

(略)

(二) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省から c までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から c までに掲げる者の区分に表する。

○障害者自立支援法施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額(平成十八年厚生労働省 告示第五百三十一号)新旧対照表(第十六)

改正案	現行
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者自立支援法施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づ
用額として厚生労働大臣が定める費用の額施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費	き食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行	障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第二十一条第一
等の基準費用額は、五万八千円とする。令(平成十八年政令第十号)第二十一条第一項第一号に規定する食費	項第一号に規定する食費等の基準費用額は、五万八千円とする。

○障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生 労働大臣が定める額(平成十八年厚生労働省告示第五百三十四号)新旧対照表(第十七)

改 正 案	現行
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項第三号の規定に
施行令第四十二条の四第二項第三号の規定に基づき食事及び居	基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要す
住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として	る費用の額として厚生労働大臣が定める額
厚生労働大臣が定める額	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行	障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第四十二条の四
令(平成十八年政令第十号)第四十二条の四第二項第三号に規定する	第二項第三号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に
厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる支給決定障害者(掲げる支給決定障害者(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成	三号)第七十条第二項又は第七十一条第二項において読み替えて準用
十七年法律第百二十三号)第七十条第二項又は第七十一条第二項にお	する同法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者をいう。
いて読み替えて準用する同法第五十八条第三項第一号に規定する支給	以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。
決定障害者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の下欄	
に定める額とする。	

現行
障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)附則第八条の二
に規定する厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホームは、次の各号
に掲げる基準を満たす精神障害者福祉ホーム(障害者自立支援法(平
成十七年法律第百二十三号)附則第四十六条の規定による改正前の精
神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十
三号)第五十条の二第四項に規定する精神障害者福祉ホームをいう。
)以外のものとする。
一~五 (略)

傍線部分は改正部分)

(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるも	改正案	
(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるも	現行	

者とする。 第 居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの及び 関する基準 同令第四十四条第一項 律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員 として厚生労働大臣が定めるものは、 合を含む。 (同令第七条において準用する場合を含む。)の規定に基づき指定 条 障害者)の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たる者 (平成十八年厚生労働省令第百七十一号) 0 日常生活及び社会生活を総合的に支援するため (同令第四十八条第二項において準用する場 次の各号のいずれかに掲げる 設備及び運営に 第五条第一項 Ó 法

一 (略)

いう。 られた介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する る内容以上のも 厚生労働大臣が定める基準 を目的として行われる研修であって、 者等をいう。)に対する入浴、 三号。以下「法」という。)第二条第 会生活を総合的に支援するための法律 以下同じ。 号 居宅介護従業者養成研修 洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得すること 別表第二に定める内容以上のもの、 の課程を修了し、 の又は同告示別表第四に定める内容以上のものを (平成十八年厚生労働省告示第二百十 (障害者等 排せつ及び食事等の介護並びに調 当該研修の事業を行った者 次条の規定により読み替え 一項第一号に規定する障害 (平成十七年法律第百二十 (障害者の日常生活及び社 同告示別表第三に定め

> 第一条 護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき基準該当居宅介 大臣が定めるもの及び同令第四十四条第一項 十一号)第五条第一項 人員 の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働 設備及び運営に関する基準 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉 (同令第七条において準用する場合を含む。 (平成十八年厚生労働省令第百七 (同令第四十八条第二 サー ピ スの事業等 次の各 \mathcal{O}

(略)

号のいずれかに掲げる者とする。

修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の 三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準 規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二条の二十 る内容以上のものをいう。 告 労働省告示第二百十九号)別表第二に定める内容以上のもの、 技術を習得することを目的として行われる研修であって、 事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び 十七年法律第百二十三号。 号に規定する障害者等をいう。)に対する入浴、 居宅介護従業者養成研修 示別表第三に定める内容以上のもの又は同告示別表第四に定め 以下「法」という。) 以下同じ。 (障害者等 (障害者自立支援法 0) 課程を修了し、 (平成十八年厚生 第二条第 排せつ及び食 次条の 項第 (平 成 衍 同

三~十八 (略)

	五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援(以下「指定計定地域相談支援(以下「指定地域相談支援」という。)並びに法第スをいう。以下同じ。)、法第五十一条の十四第一項に規定する指	ビス(法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービ十第二号に規定する就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サー	ための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六条の、自立訓練及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する	条第一項に規定する指定障害福祉サービス等、生活介護、短期入所律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第二十九)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法生労働大臣が定める一単位の単価(以下「一単位の単価」という。	(平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号)第一号に規定する厚律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準	号及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法		百二十三号)第一号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五	基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要一に害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に	改 正 案
般相談支援事業所指定障害者支援施一項に規定するサ	サービスについては八・五円に次の表の上欄に掲げる法第三十六、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉以下「指定計画相談支援」という。)については十円、居宅介護	並びに法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援(定する指定地域相談支援(以下「指定地域相談支援」という。)	サービスをいう。以下同じ。)、法第五十一条の十四第一項に規サービス(法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉	の十第二号に規定する就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六条	障害福祉サービス等、生活介護、短期入所、自立訓練及び障害者十三号。以下「法」という。)第二十九条第一項に規定する指定	単価」という。)は、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価(以下一一単位の	関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号)第一号自立支援治に基立く指気計画本設支援に要する費用の名の算気に	画目及え受ニ要片の費用の告示第百二十四号)第一号	に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準八年厚生労働省告示第五百二十三号)第一号、障害者自立支援法	障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十一)障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当	行

下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表のは法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所が所在設等、法第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所又サービス事業所、法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施

 \equiv 0) 年厚生労働省告示第五百二十三号) 障害児入所支援に係る部分に限る。 示第百二十八号) 障害福祉サービスに要する費用の 支援するための法律に基づく指定障害福祉サー 1のハ及び第10の1のホを算定する場合における一単位の単価は 厚生労働大臣が定める 前二号にかか わらず、 第 号 障害者の 一単位の単価 (同号の表の中欄に掲げる支援の種類は、 額の算定に関する基準 日)から第三号までの規定を準用 別表介護給付費等単位数表第6 常生活及び社会生活を総合的に (平成二十四年厚生労働省告 ビス等及び基準該当 (平成十八

する。サービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額と特定相談支援事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げる

掲げる支援の種類は、 二十四年厚生労働省告示第百二十八号) おける一単位の単価は、 関する基準 給付費等単位数表第6の1のハ及び第10の1のホを算定する場合に 三号までの規定を準用する。 ビス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に 前二号にかかわらず、 (平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号) 障害児入所支援に係る部分に限る。 厚生労働大臣が定める一単位の単 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サ 第一号 (同号の表の中欄に 別表介護 価 から第 (平成

世条第一項及び第八十九条第四項に規定する離島その他の地域であって、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第五十二条第四十八条第二項において準用する場合を含む。)及び第二百十九条第一項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(の法律に基づく障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(の法律に基づく障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基本、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。)及び第二百十九条第四項に規定する離島その他の地域であった。 本名第一項及び第八十九条第四項に規定する離島その他の地域であった。 本名第一項及び第八十九条第四項に規定する離島その他の地域であった。 本名第一項及び第八十九条第四項に規定する離島その他の地域であった。 本名第一項及び第八十九条第四項に規定する離島その他の地域であった。 本名第一項及び第八十九条第四項に規定する離島その他の地域であった。 本名第一項及び第八十九条第四項に規定する離島その他の地域であった。 本名第一項及び第八十九条第四項に規定する離島その他の地域であった。 本名第一項及び第八十九条第四項に規定する離島その他の地域であった。 本名第一項及び第八十九条第四項に規定する離島その他の地域であった。 本名第一項及び第八十九条第四項に規定する離島その他の地域であった。 本名第一項及び第八十九条第四項に規定する離島その他の地域であった。 本名第一項及び第八十九条第四項に規定する離島その他の地域であった。 本名第一項及び第八十九条第四項に規定する離島を含む。)、第五十五条 本名第一項及び第八十九条第四項に規定する離島を含む。)、第五十五条 本名第一項及び第八十九条第四項に規定する離島を含む。)、第五十五条 本名第一項及び第八十九条第四項に規定する離島を含む。)、第五十五条 本名第一項及び第八十九条第四項に規定する離島を含む。)、第五十五条 本名第一項及び第八十九条第四項に規定する離島を含む。)、第五十五条 本名第一項及び第八十九条第四項に規定する離島を含む。)、第五十五条 本名第一項及び第八十九条第四項に規定する離島その他の地域であった。	現 行
第一項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため	福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働
	十九条第二項に規定する離島その他の地域であって厚生労働大臣が定
七条第一項及び第八十九条第四項に規定する離島その他の地域であっ	
て厚生労働大臣が定めるものは、当該離島その他の地域が次の各号の	こととする。
いずれかに該当することとする。	
一~六 (略)	一~六 (略)

○厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準(平成十八年厚生労働省告示第五百四十一号)新旧対照表(第二十二)

三〜六 (略) 三〜六	ね百分の五十を超えないこと。	られている施設入所支援に係る利用定員で除して得た数が、おおむ いこ	規定する運営規程(第六号において「運営規程」という。)に定め 援に	関する基準 (平成十八年厚生労働省令第百七十二号) 第四十一条に / 六早	ための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に 年原	定員の合計数を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する 定障	一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。) の特別な居室の う。	に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第三十四条 二十	指定障害者支援施設等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的 二		改 正 案
六 (略)		いこと。	援に係る利用定員で除して得た数が、おおむね百分の五十を超えな	六号において「運営規程」という。) に定められている施設入所支	年厚生労働省令第百七十二号)第四十一条に規定する運営規程(第	定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八	う。)の特別な居室の定員の合計数を障害者自立支援法に基づく指	二十三号)第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をい	指定障害者支援施設等(障害者自立支援法(平成十七年法律第百	(略)	

	び障害程度区分に基づき、次の算式により算定する。
	除く。以下同じ。)の数の平均値(以下「利用者の数」という。)及
	八年厚生労働省告示第五百五十三号)第三号及び第四号に掲げる者を
に基づき、次の算式により算定する。	二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成十
。)の数の平均値(以下「利用者の数」という。)及び障害程度区分	る基準第百七十一条並びに第百八十四条において準用する同令第二十
告示第五百五十三号)第三号及び第四号に掲げる者を除く。以下同じ	に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関す
十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成十八年厚生労働省	並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
一条並びに第百八十四条において準用する同令第二十二条及び第百四	年度の利用者(自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を受ける者
害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百七十	百七十七号)第十一条第一項第二号イ②()の平均障害程度区分は、前
及び就労継続支援を受ける者並びに障害者自立支援法に基づく指定障	者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第
一の平均障害程度区分は、前年度の利用者(自立訓練、就労移行支援	の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害
(平成十八年厚生労働省令第百七十七号)第十一条第一項第二号イ(2)	年厚生労働省令第百七十二号) 第四条第一項第一号イ20一及び障害者
害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八
十八年厚生労働省令第百七十二号)第四条第一項第一号イ② () 及び障	害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成	八年厚生労働省令第百七十四号)第三十九条第一項第三号イ並びに障
百七十四号)第三十九条第一項第三号イ並びに障害者自立支援法に基	に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十
一ビス事業の設備及び運営に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第	イ及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第七十八条第一項第二号イ及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サ	準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第七十八条第一項第二号
設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)	づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基
現行	改正案

数表」という。) 第1の1の居宅介護サービス費の注12の厚生労働 大臣が定める基準 百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位 する費用の額の算定に関する基準 基づく指定障害福祉サー 障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するため 改 ビス等及び基準該当障害福祉サービスに要 正 (平成十八年厚生労働省告示第五 案 Ó 法 律に ス費の注12の厚生労働大臣が定める基準 年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表 障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 「介護給付費等単位数表」という。)第1の1の居宅介護サービ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当 現 行 (平成十八

特定事業所加算(1)

(4) (1) (5) 障 (3) (略)

掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されているこ 営に関する基準 律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員 指定障害福祉サービス基準」という。)第三十一条第六号に 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 (平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下 設備及び運

(5) (9) 略

ロ・ハ (略)

二~三十五 (略)

三十六 第15の12の注の厚生労働大臣が定める基準 介護給付費等単位数表の第13の13の注2、 第14の11の注及び

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

(略)

ごとの職員の数が、 就労支援単位ごとに職員を配置することとし、就労支援単位 算定する次の(1)から(4)までに掲げるサービス

特定事業所加算(1)

(略)

(4) (1) (5) 障 (3) 明示されていること。 三十一条第六号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に 百七十一号。 人員、 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の 設備及び運営に関する基準 以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第 (平成十八年厚生労働省令第

(5) (9)略

ロ・ハ (略)

二~三十五 (略)

三十六 介護給付費等単位数表の第13の13の注2、 第15の12の注の厚生労働大臣が定める基準 第 14 の 11 の注及び

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

(略)

ごとの職員の数が、 就労支援単位ごとに職員を配置することとし、就労支援単位 算定する次の(1)から(5)までに掲げるサービス

費に応じ、常勤換算方法で、それぞれ⑴から⑷までに掲げる数以

三十七~四十二 (略)

三十七~四十二 (略) 費に応じ、常勤換算方法で、それぞれ⑴から⑸までに掲げる数以

改

正

案

行

傍線部分は改正部分

新旧対

働大臣が定めるもの、 生労働大臣が定めるもの 定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者とし 及び運営に関する基準 指定障害者支援施設基準」という。)第四条第一項第一号イ③に規 障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労 厚生労働 定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者と 運営に関する基準 援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、 祉サービス基準」という。)第五十条第一項第四号に規定する指定 施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚 者支援施設基準」という。) 第十一条第一項第二号イ3に規定する に関する基準 合的に支援するための 総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備 して厚生労働大臣が定めるもの、 る基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。 基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員 「障害福祉サービス基準」という。)第十二条第一項第五号に規 害者 大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総 0 日 常 (平成十八年厚生労働省令第百七十七号。 生 活 (平成十八年厚生労働省令第百七十二号。 及び社 法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営 障害者の日常生活及び社会生活を総合的 (平成十八年厚生労働省令第百七十四号。 (以下 会生 活を総合的に支援するため 「サー 障害者の日常生活及び社会生活を ビス管理責任者」と総称する 設備及び運営に関 以下「指定障害福 以下「障害 設備及び Ó 以下「 法 に支 律に 以 Ē 理責任者」と総称する。 七十七号。 めるもの、 障害者自立支援

管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの 第二号イ3に規定する施設障害福祉サー 厚生労働大臣が定めるもの又は障害者自立支援法に基づく障害者支 定する障害福祉サービスの提供に係るサー 及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号。 準」という。) 第四条第一項第一号イ3に規定する施設障害福祉 成十八年厚生労働省令第百七十二号。 づく指定障害者支援施設等の人員、 を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、 第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理 援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百 設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十 ビスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定 「障害福祉サービス基準」という。)第十二条第一項第五号に規 以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第五十条第一項 以下「障害者支援施設基準」という。 障害者自立支援法に基づく障害福祉サー 法に基づく指定障害福祉サー 現 設備及び運営に関する基準 以下「指定障害者支援施設基 ビスの提供に係るサービス ビス管理 障害者自立支援法に基 ピ (以下「サービス管)第十一条第一 ス を行う者として ビス事業の 0) 事 業等 \mathcal{O} 設備 人員 伞 項 以 サ

イ 任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ それぞれ(1)から(5)までに定める要件を満たす者とする。 サービス管理責任者は、 (1)から(5)までに掲げるサービス管理責

- あること。 生活介護又は療養介護 一及び二に掲げる要件を満たす者で
- 通算して十年以上である者並びにaからcまでの期間が通算 して三年以上かつdの期間が通算して五年以上である者(以下 実務経験者」という。)であること。 a及びbの期間が通算して五年以上である者、cの期間が
- いう。 害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに 支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言 iからviまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障 指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」と)その他これに準ずる業務に従事した期間
- 規定する身体障害者相談支援事業、 する地域生活支援事業、 業その他これらに準ずる事業の従事者 昭和二十四年法律第二百八十三号) 則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法 第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、 改正前の児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) めの法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」と 律第三十七号) 規定による改正前の知的障害者福祉 いう。)第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた 第四条に規定する知的障害者相談支援事 法附則第二十六条の規定による 法附則第五十二条の 第四条の二第一項に 法 (昭和三十五年法

任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ それぞれ(1)から(5)までに定める要件を満たす者とする。 サービス管理責任者は、 (1)から(5)までに掲げるサービス管理責

- あること。 生活介護又は療養介護 一及び二に掲げる要件を満たす者で
- 通算して十年以上である者並びにaからcまでの期間が通算 して三年以上かつdの期間が通算して五年以上である者(以下 a及びbの期間が通算して五年以上である者、 cの期間が 「実務経験者」という。) であること。
- 支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言 害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに いう。)その他これに準ずる業務に従事した期間 iからviまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障 指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」と
- 六十四号)第六条の二第一項に規定する障害児相談支援 規定による改正前の児童福祉法 相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者 三十五年法律第三十七号) 五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法 者福祉法 事業、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害 一第一項に規定する身体障害者相談支援事業、 項に規定する地域生活支援事業、法附則第二十六条の 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。 「法」という。)第七十七条第一項及び第七十八条第 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第四条に規定する知的障害者 (昭和二十二年法律第百 第四条の 法附則第 (昭 以 和

ii { vi

ii { vi

(略

略

\d 略

はものい 程を修了した旨の証明書の交付を受けたものであって、 容以上のものをいう。 祉サービス等の質の確保に関する知識及び技術を習得させる ことを目的として行われる研修であって別表第一に定める内 介護に関する分野のサービス管理責任者研修 ずれかの要件を満たしていること。 以下同じ。)を修了し、当該研修の課 (指定障 a 又 害福

目 0 同日以降に修了したものを含む。 する講義の科目を除いたもの以上の研修に限る。)を修了 するため する研修 和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項 メント研修修了者」という。)であること。 のうち、 指定都市をいう。)の市長が行った相談支援の業務に関 労働大臣、 この告示の適用の日 当該研修及び講義を修了した旨の証明書の交付を受け かつ平成二十四年四月一日前に当該科目の講義を修了 (平成二十四年四月一日前に当該研修の受講を開始し の法律の概要及び相談支援事業従事者の役割に関 (旧相談支援事業従事者基準別表第二に定める科 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 都道府県知事又は指定都市 (以下「適用日」という。) 前に厚 以下「旧障害者ケアマネ (地方自治法

(一~二) (略) ひつこの要件を満たす者であること。 社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (2)生労働省令第十九号。 に規定する自立訓練 同 生活介護、 自立訓練 (生活訓練)をいう。)、 以 下 訓練)をいう。)、共同生活援助(一「規則」という。)第六条の六第二号 (生活訓練) (障害者の日常生活及び (平成十八年厚

b { d

は
らのいずれかの要件を満たしていること。 程を修了した旨の証明書の交付を受けたものであって、 容以上のものをいう。以下同じ。)を修了し、当該研修の課 ことを目的として行われる研修であって別表第一に定める内 祉サービス等の質の確保に関する知識及び技術を習得させる 介護に関する分野のサービス管理責任者研修 (指定障害 a 又

a

b 者の役割に関する講義の科目を除いたもの以上の研修に限 害者ケアマネジメント研修修了者」という。) であること る。)を修了し、かつ平成二十四年四月一日前に当該科目 する研修 和二十二年法律第六十七号) 受講を開始し同日以降に修了したものを含む。 の交付を受けた者(平成二十四年四月一日前に当該研修の の講義を修了し、当該研修及び講義を修了した旨の証明書 目のうち、 の指定都市をいう。)の市長が行った相談支援の業務に関 生労働大臣、 この告示の適用の日(以下「適用日」という。)前 (旧相談支援事業従事者基準別表第二に定める科 障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事 都道府県知事又は指定都市 第二百五十二条の十九第一項 (地方自治法 以下「旧 に厚 (昭

規則 (2)第六条の六第二号に規定する自立訓練 共同生活援助 共同生活介護、自立訓練 (平成十八年厚生労働省令第十九号。 略 一及び二の要件を満たす者であること。 (生活訓練) (生活訓練)をいう。 以下 (障害者自立支援法施 「規則」という。

(3) (5) 略

口 的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する指定障害福 るものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行 祉サービスをいう。)を行う事業所(以下「指定障害福祉サー 三月三十一日までの間) の開設の日が平成二十四年四月一日前の場合には、平成二十五年 して一年間(当該事業の開始の日又は当該指定障害者支援施設等 う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日から起算 スの管理を行う者として配置される者であって、 者支援施設等(以下 ス事業所」という。 において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サー 指定障害福祉 3二、4二及び5の要件を満たしているものとみなす。 サービス 「指定障害福祉サービス事業所等」という。 又は施設障害福祉サービスを行う指定障害 は、 (障害者の イの 規定にかかわらず、イ⑴二、 日常生活及び社会生活を総合 実務経験者であ (2)

(略)

二 三

(略)

別表第二

(略)					(略)	(略)
	(略)	(略)	援事業従事者の役割に関する講義	るための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す	(略)
(略)	(略)	(略)			(略)	(略)

(3) (5)

口 ものとみなす。 わらず、イ①二、②二、③二、④二及び⑤の要件を満たしている には、平成二十五年三月三十一日までの間) 定障害者支援施設等の開設の日が平成二十四年四月一日前の場合 の開設の日から起算して一年間 ス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等 て、 施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であ 事業所等」という。) において提供される障害福祉サービス又は ビスを行う指定障害者支援施設等(以下「指定障害福祉サービス 指定障害福祉サービス事業所」という。)又は施設障害福祉サー 規定する指定障害福祉サービスをいう。)を行う事業所(以下 指定障害福祉サービス 実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービ (障害者自立支援法第二十九条第一項に (当該事業の開始の日又は当該指 は、 イの規定にか

<u>ر</u> ۲ (略)

(略)

万リ
表
44
弟
_

(略) (略) (略) 障害者自立支援法及び児童福祉法の概要、 (略) (略)	別表第二	
(略) 障害者自立支援法及び児童福祉法の概(略)	(略)	(略)
(略) (を) (を	(略)	障害者自立支援法及び児童福祉法の概要並びに
		の役割に関する講
		(略)
(略)		(略)
	(略)	

照表(第二十六)

適正な手続の確保

改

正

案

準第百七十五条第 指定就労 規定する指定自立訓練 指定障害福祉サービス基準第百六十三条に規定する基準該当自立訓 いう。 祉サービス基準第百十五条第 項に規定する指定生活介護事業所をいう。 六条第一 基準該当自立訓 活訓練) 練 能 福祉サー をいう。)の事業を行う事業所、 指定障害福祉サービス基準第九十四条に規定する基準該当生活介護 支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員 を行う事業所 十二条に規定する基準該当自立訓練 訓練) 設備及び運営に関する基準 指定生活介護事業 (機能訓練) 以 下 以下同じ。 事業所 項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。)、 継 事業所をいう。 ビス基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練 「指定障害福祉サービス基準」という。) 院表接 をいう。 指定就労移行支援事業所 練 (指定障害福祉サービス基準第百六十六条第 A型事業所 (生活訓練 項に規定する指定就労支援事業所をいう。 所 指定自立訓練 (生活訓練) *ر* ،)の事業を行う事業所、 (障害者 基準該当指定自立訓練 (指定障· (平成十八年厚生労働省令第百七十 項に規定する指定短期入所事業所を 0 (指定障害福祉サービス基準第百七 指定短期入所事業所 日 常生 事業所をいう。 (生活訓 (機能訓練) 害 活及び 福祉 (指定障害福祉サ 練 サ 基準該当生活介護 ービス基準第百八 社 事業所 指定自立訓練 会生 をいう。 第七十八条第 以下同じ。 (機能訓練) 活を総合的 (指定障害福 (指定障害 -ビス基 0) 一項に 事業 (機 生 指 +

適正な手続の確保

現

行

傍線部分は改正部分

号)

新旧

対

う。) 立訓練 かう。 練) 事業所をいう。)、 援事業所をいう。 定障害福祉サービス基準第百七十五条第 練) 祉サービス基準第百七十二条に規定する基準該当自立訓練 第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練 定する基準該当自立訓練 する指定自立訓練 指定短期入所事業所をいう。 所事業所 する基準該当生活介護をいう。)の事業を行う事業所、 生労働省令第百七十一号。 基準該当生活介護 ビスの事業等の人員、 事業所 をいう。 ビス基準第百 指定自立訓練 定生活介護事業所 第七十八条第一 以下同じ。 (機能訓練) (指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する (指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一)の事業を行う事業所、 (生活訓練) (機能訓練) 指定就労継続支援B型 十六条第一 (指定障害福祉サービス基準第九十四条に規定 (指定障害福祉サービス基準第百六十三条に規 項に規定する指定生活介護事業所をいう。 基準該当自立訓練 指定就労継続支援A型事業所 (障害者自立支援法に 設備及び運営に関する基準 (機能訓練) 以下「指定障害福祉サービス基準」とい 以下同じ。)、 事業所をいう。)、基準該当指定自 事業所(指定障害福祉サー 項に規定する指定就 指定就労移行支援事業 をいう。)の事業を行う事業 一項に規定する指定就労支 (生活訓 (指定障害福祉サービス 指定自立訓練 基づく指定 (生活訓 (練) 労継 (指 (平成十八年厚 練) (指定障害福 障害福力 続支援 定障害福 指定短期 事業 -ビス基 項に規定 (機能 (生活訓 所 A 型 所 祉 (指 訓 準 サ

支援施設等をいう。以下同じ。)(以下「事業所等」と総称する。 号。以下「法」という。)第三十四条第一項に規定する指定障害者 第二百二十条第一項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業 特定基準該当障害福祉サービス事業所 定する指定就労継続支援B型をいう。 ころにより、当該契約に係る手続を行うこと。 所をいう。 条第二項に規定する基準該当就労継続支援B型事業所をいう。 該当就労継続支援B型事業所 定就労継続支援B型)における食事の提供、 会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三 「契約」という。)の適正な締結を確保するため、)及び指定障害者支援施設等 (指定障害福祉サービス基準第百九十八条に規 滞在の提供及び居室の提供に係る契約 (指定障害福祉サービス基準第二百三 (指定障害福祉サービス基準 の事業を行う事業所、 (障害者の日常生活及び社 次に掲げると 议

イ・ロ (略)

設等の 記載を行うとともに、 令第百七十二号) 会生活を総合的に支援するため 百二条及び第二百二十三条第一 百六十二条、 更に関し、運営規程 用に係る利用料について、 食事の提供に要する費用、 第百二十三条及び第二百四条並びに障害者の日常生活及び社 人員 第百七十一条、 設備及び運営に関する基準 第四十一条に規定する運営規程をいう。 (指定障害福祉サービス基準第八十九条 事業所等の見やすい場所に掲示を行うこと その具体的な内容、 第百八十四条、 光熱水費及び居室の提供に要する費 0 項において準用する場合を含む 法律に基づく指定障害者支援施 (平成十八年厚生労働省 第百九十七条、 金額の設定及び変 へ の 第二 (第

> 。)第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。 に係る手続を行うこと。 の適正な締結を確保するため、 下同じ。 害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。 障害福祉サービス事業所をいう。)及び指定障害者支援施設等 障害福祉サービス基準第二百二十条第一項に規定する特定基準該当 型事業所をいう。)、特定基準該当障害福祉サービス事業所 サービス基準第二百三条第二項に規定する基準該当 業を行う事業所、 基準第百九十八条に規定する指定就労継続支援B型をいう。 滞在の提供及び居室の提供に係る契約 (以下「事業所等」と総称する。 基準該当就労継続支援B型事業所 次に掲げるところにより、当該契約 (以 下)における食事の提供 「契約」という。 以下「法」という 就労継続支援 (指定障害福 指 \mathcal{O} (障 以 定 В

イ・ロ (略)

更に関し、 所に掲示を行うこと。 規程をいう。 成十八年厚生労働省令第百七十二号) く指定障害者支援施設等の人員 百二条及び第二百二十三条第一 百六十二条、 用に係る利用料について、その具体的な内容、 食事の提供に要する費用、 第百二十三条及び第二百四条並びに障害者自立支援法に基づ 運営規程 第百七十一条、 への記載を行うとともに、 (指定障害福祉サービス基準第八十九条 第百八十四条、 光熱水費及び居室の提供に要する費 項において準用する場合を含 設備及び運営に関する基準 第四十一条に規定する運営 事業所等の見やすい場 第百九十七条、 金額の設定及び変 第二 (第 伞

食事の提供に要する費用、 光熱水費及び居室の提供に要する費用

食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用

に係る利用料

イ 食事の提供に要する費用に係る利用料

通う者 年度 同じ。 民税を含む。 場合にあっては、 所の利用者又は指定自立訓練 令第十七条第二号から第四号までに掲げる者に該当するものにつ 定支給決定障害者にあっては、 金額を加算した額とする。)を合算した額が二十八万円未満 法律施行規則 百二十六号) ビス等をいう。 祉サービス等 四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者 するため 受ける者のうち、 指定宿泊型自立訓練 に係る費用に相当する額を基本とすること。 一に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、 項第 掲げる者のうち、 額 (同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。 (事の提供に要する費用に係る利用料は、 (指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの (障害者)にあっては、 一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。 (施設入所支援を受ける者を除く。 の法律施行令)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得 の規定による市町村民税 の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための (平成十八年厚生労働省令第十九号) (法第二十九条第 以下この号において同じ。)のあった月の属する 前年度) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等 (指定障害福祉サービス基準第百六十六条第 その配偶者に限る。) (平成十八年政令第十号) 分の地方税法 (生活訓 十六万円 項に規定する指定障害福祉サー (練) (同法の規定による特別区 (未満) (昭和二十五年法律第二 事業所の利用者のうち について指定障害福 ただし、事業所等に 食材料費及び 指定短期入所事業 であるもの又は同 (同令第十七条第 第十七条第一号 第二十六条の)の提供を 調 理 (特 等

に係る利用料

イ 食事の提供に要する費用に係る利用料

通う者 する額とすること。 ては、 四号までに掲げる者に該当するものについては、 除をされるべき金額があるときは、 年厚生労働省令第十九号) る所得割を除く。 第二号に掲げる所得割 の規定による特別区民税を含む。 和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税 四月から六月までの場合にあっては、 のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が る指定障害福祉サービス等をいう。 について指定障害福祉サービス等 以下この項において同じ。 該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害 受ける者のうち、 指定宿泊型自立訓練 所の利用者又は指定自立訓練)を合算した額が二十八万円未満 項第一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。)の提供を 係る費用に相当する額を基本とすること。 食事の提供に要する費用に係る利用料は、 (同令第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。 第十七条第一号に掲げる者のうち、 十六万円未満) (施設入所支援を受ける者を除く。))の額 障害者自立支援法施行令 (指定障害福祉サービス基準第百六十六条第 であるもの又は同令第十七条第二号から第 (同法第三百二十八条の規定によって課す (障害者自立支援法施行規則)にあっては、その配偶者に限る。) 第二十六条の二に掲げる規定による控 (生活訓練))の同法第二百九十二条第 (法第二十九条第一項に規定す 以下この号において同じ。 当該金額を加算した額とする (特定支給決定障害者にあ 前年度) 支給決定障害者等及び当 事業所の利用者のうち (平成十八年政令第十 ただし、事業所等に 食材料費及び 分の地方税法 指定短期入所事業 食材料費に相当 (平成十八 調 (同法 一項 理 (昭

ロ・ハ

 改正案	現行
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障
づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する	害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚
費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十	生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表の第1の1
三号)別表介護給付費等単位数表の第1の1の居宅介護サービス費の	の居宅介護サービス費の注10、同表の第2の1の重度訪問介護サービ
注10、同表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注7、同表の第2	ス費の注7、同表の第2の2の移動介護加算の注2、同表の第3の1
の2の移動介護加算の注2、同表の第3の1の同行援護サービス費の	の同行援護サービス費の注5及び同表の第4の1の行動援護サービス
注5及び同表の第4の1の行動援護サービス費の注4の厚生労働大臣	費の注4の厚生労働大臣が定める要件は、二人の従業者により居宅介
が定める要件は、二人の従業者により居宅介護、重度訪問介護、同行	護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行うことについて利用者
援護又は行動援護を行うことについて利用者の同意を得ている場合で	の同意を得ている場合であって、次の一から三までのいずれかに該当
あって、次の一から三までのいずれかに該当する場合とする。	する場合とする。
 一~三 (略)	一~三 (略)

○指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの 対照表 (第二十八) (平成十八年厚生労働省告示第五百四十七号) 新旧

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の
づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基	設備及び運営に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第百七十
準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第百二十七条第三項に規	第百二十七条第三項に規定する指定重度障害者等包括支援の提
定する指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者	るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものは、
として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する	号のいずれにも該当する者とする。
者とする。	

その他これに準ずる業務に三年以上従事した経験を有する者 当する心身の状態にある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護 等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相 示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表第8の重度障害者 に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告 に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため Ó 法律

- 相談支援専門員 平成二十四年厚生労働省令第二十七号)第三条第二項に規定する に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三条に規定する相談支 に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律

兀

略)

兀

略

援専門員

提供に係 十一号) 人員、 次の各

- 経験を有する者 せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に三年以上従事した 者の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対する入浴、 表第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用 当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サー ビス等及び基準該 (平 成 排
- 三 条に規定する相談支援専門員 運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三 条第二項に規定する相談支援専門員 運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号)第三 障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び

障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の

事業の人員及び

サービス費」という。)の注5本文、 数表」という。) 第1の1の居宅介護サービス費 百二十三号) する費用の額の算定に関する基準 一づく指 障 害者 \mathcal{O} 定 障 日 別表介護給付費等単位数表 害 常 生活 福 祉 サー 及び社会生活を総合的に支援するため 改 ビス等及び基準 正 (平成十八年厚生労働省告示第五 注6本文、 -該当障 (以 下 案 害福祉サ 「介護給付費等単 注7本文、 (以下「居宅介護 \mathcal{O} ビ 注8本 こスに要 法 律に 位 文 ス 費 年厚生労働省告示第五百二十三号) 障害福祉サー 障害者自立支援法に基づく指 注7本文、 (以 下 「居宅介護サービス費」という。 ・ビスに要する費用 現 の額 定障害福祉サー の算定に 行 関

文及び注9本文の厚生労働大臣が定める者

という。) 修了者を除く。 修 第二条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二条 業者基準」という。 修了者」という。 8 宅介護従業者」という。 研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下 容以上の研修の課程を修了し、 厚生労働省告示第二百十九号。 表第四に定める内容以上の研修の課程を修了し、 の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準 |修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「三級相当研 る内容に相当するもの以上のものとして都道府県知事が認める研 の課程を修了し、 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるも (平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。 別表第四 に掲げる者又は第十四号に掲げる者のうち を除く。 当該研修の事業を行った者から当該研修の (以 下 第 一条第一 を除く。 「基準別表第四」という。 若しくは第十号 当該研修の事業を行っ 第九号において「訪問介護員基準」 号、 第二号 第六号(基準別表第四に定 (居宅介護従業者基準 (三級相当研 介護保険法施行令 以下「居宅介護従)に定める内 た者から当該 (平成十八年 \equiv 基準別 修 修 課程 課程 課程 一級居

修了者を除く。 修了者」という。 を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下 修の課程を修了し、 める内容に相当するもの以上のものとして都道府県知事が認める研 宅介護従業者」という。)を除く。)、第六号(基準別表第四に定 研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下 容以上の研修の課程を修了し、 という。 厚生労働省告示第二百十九号。 の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準 第二条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二条 業者基準」という。)第一 0 表第四に定める内容以 (平成十年政令第四百十二号) 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるも 「介護給付費等単位数表」という。)第1の1の居宅介護サービ (平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。)別表第四 注8本文及び注9本文の厚生労働大臣が定める者 に掲げる者又は第十四号に掲げる者のうち を除く。)若しくは第十号 当該研修の事業を行った者から当該研修の (以下「基準別表第四」という。 上の研修の課程を修了し、 条第一号、 第三条第一項各号に定める者 第九号において「訪問介護員基準」 当該研修の事業を行った者から当該 別表介護給付費等単位数表 第二号(居宅介護従業者基)の注5本文、 する基準 ビス等及び 三級 (三級相当 以下「居宅介護従 護保)に定める内 《相当研 (平成十八年 険法施行令 (平成 基準 研 注 基準 修課 修課 (以 下 課 6本 該当 以 別 程 居 準

	の交付を受けた者(以下「三級訪問介護員」という。)以外の者	「都道府県知事等」という。)から当該研修を修了した旨の証明書	(平成十年政令第四百十二号)第三条第一項各号に定める者(以下

の交付を受けた者(以下「三級訪問介護員」という。)以外の者「都道府県知事等」という。)から当該研修を修了した旨の証明書

二~十二 (略)

○厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、 新旧対照表 (第三十) 従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合 (平成十八年厚生労働省告示第

(傍線部分は改正部分)

五百五十号)

。)の過去三月間の利用者の数の平均値が、 (1)若しくは(2)に該当する場合 いる利用定員 サービス基準第六十七条に規定する運営規程に定められて 条第一項に規定する指定療養介護事業所をいう。 数表」という。) 第5の1の療養介護サービス費の注8の1)の厚生 労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに イ 所定単位数に乗じる割合 する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五 (略) 百二十三号)別表介護給付費等単位数表 基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要 の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の 指定療養介護事業所 乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。 規定する指定療養介護をいう。 障 表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、 設備及び運営に関する基準 するため 障害者の 指定療養介護 以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第四十九条に の法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、 日 (以下この項において「利用定員」という。 常生 活 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 及び社会生活を総合的に支援するため 改 (指定障害福祉サービス基準第五十 (平成十八年厚生労働省令第百七十一 正 以下同じ。 (以下「介護給付費等単位 指定障害福祉 案)の利用者の数が次の 以下同じ 所定単位数に 0) 法律に (略) 略 ①若しくは②に該当する場合 サービス基準第六十七条に規定する運営規程に定められて 条第一項に規定する指定療養介護事業所をいう。 いる利用定員)の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の 者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合 ス費の注8の①の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業 下 年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表 障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 イ (略))の過去三月間の利用者の数の平均値が、 指定療養介護事業所 う。)第四十九条に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。 ては、 労働省令第百七十一号。 るものとする。 の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合につい スの事業等の人員 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サー 「介護給付費等単位数表」という。 指定療養介護 所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによ (以下この項において (障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービ (指定障害福祉サー 設備及び運営に関する基準 現 以下「指定障害福祉サービス基準」とい 「利用定員」という。)第5の1の療養介護サービ 行 ・ビス基準第五 指定障害福 ピ 以下同じ ス等及び基準該当 (平成十八年厚生 祉 (平成十八 略 略 以

(2)(1)0 利用者の数が、 利用定員が五十一人以上の指定療養介護事業所 略 利用定員の数に当該利用定員の数から五

日

口

えた数を加えて得た数を超える場合

を控除した数に百分の百五を乗じて得た数に五十五を加

び '間の時間数の基準及び所定単位数に乗じる割 所定単位数に乗じる割合並びに注6の厚生労働大臣が定める営業 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注5の⑴ 従業者の員数の基準及

生活介護 知的障害者総合施設のぞみの園法 係る指定障害福祉サービス(同項に規定する指定障害福祉サービ する指定障害者支援施設をいう。 総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。 スをいう。 律第百二十三号。 生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 る指定生活介護をいう。 表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、 第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者 乗じる 指定生活介護 割合を同 (以下 以下同じ。 (指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定す 以 下 指定生活介護等」という。 表 の下欄に掲げるところによるものとす)又はのぞみの園 「法」という。 指定障害者支援施設 以下同じ。)が行う生活介護に (平成十四年法律第百六十七号 第二十九条第一項に規定 (独立行政法人国立重度 以下同じ。 の利用者の数が次 (平成十七年法 (障害者の日常 所定単位数 が行う ź。

略

八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、 指定生活介護事業 所 (指定障害福祉サー ビス基準第七十 指

- (1) 略
- (2)五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加 \mathcal{O} た数を加えて得た数を超える場合 利用者の数が、 利用定員が五十一人以上の指定療養介護事業 利用定員の数に当該利用定員の数から 所 日
- 略

口

イ 時 び 0 援法 間の時間数の基準及び所定単位数に乗じる割合 所定単位数に乗じる割合並びに注6の厚生労働大臣が定める営業 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、 以下同じ。 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。 年法律第百六十七号) 立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法 指定障害福祉サービスをいう。 十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。 る指定生活介護をいう。)、 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サー が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス(同項に規定する の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合につ 指定生活介護(指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定す (平成十七年法律第百二)が行う生活介護 第十一条第一号の規定により独立行政法人 十二号。 指定障害者支援施設 (以 下 以下同じ。 「指定生活介護等」という。 以下「法」という。)又はのぞみの園 従業者の員数の基準及(サービス費の注5の(1) (障害者自立支 以下同じ。 (平成十四 第二 (独

略

略 略

よるものとする。

11

ては、

所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところに

略 略

八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。 指定生活介護事業所 (指定障害福 温祉サー ビス基準第七 指 +

(1)又は(2)のいずれかに該当する場合業所等」という。)の指定生活介護等の利用者の数が次の定障害者支援施設又はのぞみの園(以下「指定生活介護事

- (二 (略)
- る場合② 一日の利用者の数が次の①又は②のいずれかに該当す

(略)

数を加えて得た数を超える場合数に百分の百二十五を乗じて得た数に七十五を加えた利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した(一利用定員が五十一人以上の指定生活介護事業所等)))

ロ・ハ(略

に所定単位数に乗じる割合生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並び三 介護給付費等単位数表第7の1の短期入所サービス費の注16の厚

1)又は2)のハずれかこ該当する場合業所等」という。)の指定生活介護等の利用者の数が次の定障害者支援施設又はのぞみの園(以下「指定生活介護事

- いずれかに該当する場合(1) 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の()又は()の()又は()のいずれかに該当する場合

(二 (略)

(略)(2) 一日の利用者の数が次の(又はC)のいずれかに該当す

を加えて得た数を超える場合数に「十五を加えた数数に「百分の二十五を乗じて得た数に「二十五を加えた数利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した」(一利用定員が五十一人以上の指定生活介護事業所等)

ロ・ハ (略)

所定単位数に乗じる割合 労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに三 介護給付費等単位数表第7の1の短期入所サービス費の注16の厚生

イ 祉サー 欄に掲げる基準に該当する場合については、 ては、 施設」という。 当該指定短期入所を行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的 る指定短期入所事業所 る指定短期入所をいう。 に支援するための法律施行規則 項に規定する指定短期入所事業所をいう。 指定短期入所 以 下 当該指定短期入所事業所の指定短期入所の利用者の ビス基準第百十五条第一 「規則」という。 (指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定す の利用者の数の合計数とする。) (指定障害福祉サービス基準第百十五条第 以下同じ。)第五条に規定する施設 項又は第二項の規定の適用を受け (平成十八年厚生労働省令第十九)の利用 所定単位数に乗じる 以下同じ。 者 の数 が次の表の上 。 以 下 (指定障害福 にあっ 数及び ·「本体

| (略) | | (略) | (を) | (

(1)

指定障害福祉サービス基準第百十五条第

項の規定

 \mathcal{O}

略

れかに該当する場合 (1)において「利用定員」という。)の数に百分の百五を規定する運営規程に定められている利用定員(以下この数の平均値が、障害福祉サービス基準第百二十三条にの数の平均値が、障害福祉サービス基準第百二十三条にの数の平均値が、障害福祉サービス基準第百二十三条にの数の平均値が、障害福祉サービス基準第百二十三条にの数の平均値が、

(略)

項の規定の適用を受ける指定短期入所事業所 過去三月② 指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項又は第二五十五を加えた数を加えて得た数を超える場合 五十五を加えた数を加えて得た数を超える場合 カリカ 利用定員が五十一人以上の指定短期入所事業所 一

イ る施設 る。 ては、 とする。 所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるもの 厚生労働省令第十九号。 当該指定短期入所を行う障害者自立支援法施行規則 る指定短期入所事業所 祉サービス基準第百十五条第一項又は第二項の規定の適用を受け る指定短期入所をいう。 項に規定する指定短期入所事業所をいう。 指定短期入所 が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、 当該指定短期入所事業所の指定短期入所の利用者の数及び (以下「本体施設」という。) (指定障害福祉サービス基準第百 (指定障害福祉サービス基準第百十五条第 以下「規則」という。)第五条に規定す 以下同じ。 の利用者の数の合計数とす の利用者の数 以下同じ。 十四条に規 (平成十八年 (指定障害福 にあっ 定す

(1) 指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項の規定の(略)

略略

れかに該当する場合

本でで、 までできれる場合又は次の一若しくは二のいず乗じて得た数を超える場合又は次の一若しくは二のいずの数の平均値が、障害福祉サービス基準第百二十三条にの数の平均値が、障害福祉サービス基準第百二十三条にの数の平均値が、障害福祉サービス基準第百二十三条にの数の平均値が、障害福祉サービス基準第百二十三条にの数の平均値が、 までできる場合

(略)

を加えた数を加えて得た数を超える場合から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数二 利用定員が五十一人以上の指定短期入所事業所 一

項の規定の適用を受ける指定短期入所事業所 過去三月② 指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項又は第二

五を乗じて得た数を超える場合又は次の一若しくは二の 間 ずれかに該当する場合 0 利用者の数の平均値が、 (2)において 「利用定員」 という。 本体施設の利用定員 の数に百分の百 (以 下

- (略)
- から五十を控除した数に百分の百五を乗じて得た数に 日 一十五を加えた数を加えて得た数を超える場合 の利用者の数が、 利用定員が五十一人以上の指定短期入所事業所 利用定員の数に当該利用定員の数
- (3)五を乗じて得た数を超える場合又は次の一若しくは二の 条に規定する運営規定に定められている利用定員 適用を受ける指定短期入所事業所 いずれかに該当する場合 数の平均値が、 指定障害福祉サービス基準第百十五条第三項の規定の (3)において「利用定員」という。) の数に百分の百 指定障害福祉サービス基準第百二十三 過去三月間の利用者 (以 下
- (略)
- から五十を控除した数に百分の百五を乗じて得た数に 日 利用定員が五十一人以上の指定短期入所事業所 十五を加えた数を加えて得た数を超える場合 の利用者の数が、 利用定員の数に当該利用定員の数
- 五. 介護給付費等単位数表第10 の1の施設入所支援サービス費の
- 指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サ

基準並びに所定単位数に乗じる割合

(1)の厚生労働大臣が定める利用者の

数 $\widehat{\mathcal{O}}$

基準及び従業者の

員

注2 数 Ô

 \Box

略

 \mathcal{O}

口

五を乗じて得た数を超える場合又は次の(一若しくは(二のこの(2)において「利用定員」という。)の数に百分の百 いずれかに該当する場合 間 の利用者の数の平均値が、 本体施設の利用定員 (以 下

- (略)
- から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に 日の利用者の数が、 を加えた数を加えて得た数を超える場合 利用定員が五十一人以上の指定短期入所事業所 <u>|</u>数に<u>百分の五</u>を乗じて得た数に五 利用定員の数に当該利用定員の数

(3)

- 五を乗じて得た数を超える場合又は次の一若しくは二 この(3)において 条に規定する運営規定に定められている利用定員 いずれかに該当する場合 の数の平均値が、指定障害福祉サービス基準第百二十三 適用を受ける指定短期入所事業所 指定障害福祉サービス基準第百十五条第三項の規定 「利用定員」という。 過去三月間の利用)の数に百分の百 (以 下 者
- (略)
- から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に 日の利用者の数が を加えた数を加えて得た数を超える場合 利用定員が五十一人以上の指定短期入所事業所 た数に百分の五を乗じて得た数に五利用定員の数に当該利用定員の数
- 五. 基準並びに所定単位数に乗じる割 \mathcal{O} (1)の厚生労働大臣が定める利用者 介護給付費等単位数表第10の1の施設入所支援サー 合 \mathcal{O} 数の 基準及び 0従業者 ビス費の注2 この員数の

0

イ 指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サ

(略) (略) (略) (略)

当する場合 (略) おする場合 (12)に該当する場合 (13)に (

- (1) (略)
- 五を加えた数を加えて得た数を超える場合ら五十を控除した数に百分の百五を乗じて得た数に五十日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数か2 利用定員が五十一人以上の指定障害者支援施設等 一

口(略

並びに所定単位数に乗じる割合の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準六 介護給付費等単位数表第11の1の機能訓練サービス費の注4の(1)

号に掲げる自立訓練 定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練 害者支援施設が行う自立訓練 十五条に規定する指定自立訓練 指定自立訓練 (機能訓 (機能訓練) 練) (機能訓 (指定障害福祉サービス基準第百五 (機能訓練) をいう。 練 以下同じ。 (規則第六条の をいう。 (機能訓練))に係る指 指定障 六第

> に掲げるところによるものとする。 該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄支援等」という。)の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準にービス又はのぞみの園が行う施設入所支援(以下「指定施設入所

(2)(1)当する場合 五を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)に該 下この項において 十一条に規定する運営規程に定められている利用定員 等の利用者の数の平均値が、指定障害者支援施設基準第四 支援施設等」という。 略 ら五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加 日の利用者の数が、 指定障害者支援施設又はのぞみの園 えた数を加えて得た数を超える場合 利用定員が五十一人以上の指定障害者支援施設等 「利用定員」という。 利用定員の数に当該利用定員の数か の過去三月間の指定施設入所支援 以下 の数に百分の百 指定障害者 议 略 略

口 (略)

並びに所定単位数に乗じる割合の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準六 介護給付費等単位数表第11の1の機能訓練サービス費の注4の(1)

号に掲げる自立訓練 定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練 害者支援施設が行う自立訓練 十五条に規定する指定自立訓練 指定自立訓練 (機能訓 (機能 練 訓 練 (機能訓練) (指定障害福祉サー (機能訓練) をいう。 以下同じ。 (規則第六条の六第 をいう。 ビス基準第百五 (機能訓練))に係る指 指定障

位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとするが次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単(以下「指定自立訓練(機能訓練)等」という。)の利用者の数

口 (略)

並びに所定単位数に乗じる割合の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準と、介護給付費等単位数表第12の1の生活訓練サービス費の注5の(1)

害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練)(規則第六条の六第二十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定障イ 指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス基準第百六

位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとするが次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単(以下「指定自立訓練(機能訓練)等」という。)の利用者の数

		(略)	(略)
五を加えた数を加えて得た数を超える場合 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(2) 一日の利用者の数が次の(一又は二のいずれかに該当すの園(以下「指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) (略) (1) (略) (2) 一日の利用者の数が次の(1) 大基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能	指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービ	(略)
		(略)	(略)

口 (略)

十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定障の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

害者支援施設が行う自立訓練

(生活訓練)

(規則第六条の六第二

定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練 号に掲げる自立訓練 (以下「指定自立訓練 (生活訓練) (生活訓練) をいう。 等」という。 以下同じ。)に係る指)の利用者の数 (生活訓練)

位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単

。)の指定自立訓練(生活訓練)等の利用者の数が次の(1) の園 又は(2)のいずれかに該当する場合 訓練) ス基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練 略) 指定自立訓練 (以下「指定自立訓練 (生活訓練) 事業所等」という 事業所をいう。)、指定障害者支援施設又はのぞみ (生活訓練) 事業所 (指定障害福祉 サービ (生活 略 略

(2)一日の利用者の数が次の一又は二のいずれかに該当す

る場合

利用定員が五十一人以上の指定自立訓練 (略)

を控除した数に百分の百二十五を乗じて得た数に七

利用定員の数に当該利用定員の数から五

(生活訓練

事業所等

十五を加えた数を加えて得た数を超える場合

口 いては、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところ 等の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合に 夜間における居住の場の提供を受ける指定自立訓練 (生活訓練

略 指定自立訓 練 (生活訓練) 事業所等の夜間における居住 略)

略

によるものとする

号に掲げる自立訓練 位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単 定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練 (以下「指定自立訓練 (生活訓練) (生活訓練) をいう。以下同じ。)に係る指 等」という。)の利用者の数 (生活訓練)

利用定員の数に当該利用定員の数から五
利用定員が五十一人以上の指定自立訓練(生活訓
一日の利用者の数が次の一又は二のいずれかに該当す
の指定自立訓練(生活訓練)等の利用者の数が次の(1)
の園(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」という
事業所をいう。)、指定障害者支援施設又はのぞみ
基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活
(指定障害福祉サービ

口 五を加えた数を加えて得た数を超える場合 夜間における居住の場の提供を受ける指定自立訓練 (生活訓練

十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十

によるものとする 0 等の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合に いては、 所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところ

指定自立訓練(生	(略)
(生活訓練) 東	
事業所等の夜間における居住	
(略)	(略)

する場合 を乗じて得た数を超える場合又は次の(1若しくは(2)に該当月間の利用者の数の平均値が、利用定員の数に百分の百五の場の提供を受ける指定自立訓練(生活訓練)等の過去三の場の提供を受ける指定自立訓練

(1) (略)

得た数に五十五を加えた数を加えて得た数を超える場合用定員の数から五十を控除した数に百分の百五を乗じて事業所等 一日の利用者の数が、利用定員の数に当該利2 利用定員が五十一人以上の指定自立訓練(生活訓練)

/ (略

基準並びに所定単位数に乗じる割合の①の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の八 介護給付費等単位数表第13の1の就労移行支援サービス費の注5

- 指定就労移行支援(指定障害福祉サービス基準第百七十四条に上する。

指定就労移行支援事業所(指定障害福祉サービス基準第(略)(略)

就労移行支援事業所等」という。)の指定就労移行支援等う。)、指定障害者支援施設又はのぞみの園(以下「指定百七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業所をい指定就労移行支援事業所(指定障害福祉サービス基準第

する場合を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)に該当月間の利用者の数の平均値が、利用定員の数に百分の百五の場の提供を受ける指定自立訓練(生活訓練)等の過去三の場の提供を受ける指定自立訓練

(1) (略)

た数に五を加えた数を加えて得た数を超える場合用定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得事業所等 一日の利用者の数が、利用定員の数に当該利2 利用定員が五十一人以上の指定自立訓練(生活訓練)

(略)

規定する指定就労移行支援をいう。)、指定障害者支援施設が行イ 指定就労移行支援(指定障害福祉サービス基準第百七十四条に基準並びに所定単位数に乗じる割合 の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の八 介護給付費等単位数表第13の1の就労移行支援サービス費の注5

とする。 とする。 とする。

就労移行支援事業所等」という。)の指定就労移行支援等	う。)、指定障害者支援施設又はのぞみの園(以下「指定	百七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業所をい	指定就労移行支援事業所(指定障害福祉サービス基準第	(略)
			(略)	(略)

の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (2)る場合 一日の利用者の数が次の()又は()のいずれかに該当す
- (略)

えた数を加えて得た数を超える場合 利用定員が五十一人以上の指定就労移行支援事業所 た数に百分の百二十五を乗じて得た数に七十五を加 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除

口 略

九 4 基準並びに所定単位数に乗じる割合 の①の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数 介護給付費等単位数表第4の1の就労継続支援A型サービス費の注

就労継続支援A型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下 条に規定する指定就労継続支援A型をいう。)又は指定障害者支 る割合を同 上欄に掲げる基準に該当する場合については、 援施設が行う就労継続支援A型 「指定就労継続支援A型等」という。)の利用者の数が次の表の 指定就労継続支援A型(指定障害福祉サービス基準第百八十五 表の下欄に掲げるところによるものとする。 (規則第六条の十第一号に掲げる 所定単位数に乗じ

略 略)

継続支援A型事業所等」という。)の指定就労継続支援A 業所をいう。 準第百八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事 略 指定就労継続支援A型事業所)又は指定障害者支援施設 (指定障害福祉サービス基 (以下「指定就労

の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (2)(1)
- 一日の利用者の数が次の()又は()のいずれかに該当す
- る場合
- (略)

した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加え 利用定員が五十一人以上の指定就労移行支援事業所 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除

た数を加えて得た数を超える場合

 \Box 略

九 \mathcal{O} 4 基準並びに所定単位数に乗じる割合 就労継続支援A型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下 援施設が行う就労継続支援A型(規則第六条の十第一号に掲げる 条に規定する指定就労継続支援A型をいう。)又は指定障害者支 の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数 介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援A型サービス費の注 指定就労継続支援A型(指定障害福祉サービス基準第百八十五

略 る割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。 (略)

上欄に掲げる基準に該当する場合については、

所定単位数に乗じ

「指定就労継続支援A型等」という。)の利用者の数が次の表の

継続支援A型事業所等」という。)の指定就労継続支援A 業所をいう。 準第百八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事 指定就労継続支援A型事業所 又は指定障害者支援施設 (指定障害福祉サー (以 下 「指定就労 Ė え基 略

型等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場

(1)

(2)る場合 一日の利用者の数が次の一又は二のいずれかに該当す

略)

を加えた数を加えて得た数を超える場合 控除した数に百分の百二十五を乗じて得た数に七十五 業所等 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を 利用定員が五十一人以上の指定就労継続支援A型事

口

+ 5 の①の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数 基準並びに所定単位数に乗じる割合 介護給付費等単位数表第15の1の就労継続支援B型サービス費の注

就労継続支援B型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下 援施設が行う就労継続支援B型 る割合を同 上欄に掲げる基準に該当する場合については、 条に規定する指定就労継続支援B型をいう。)又は指定障害者支 「指定就労継続支援B型等」という。) の利用者の数が次の表の 指定就労継続支援B型(指定障害福祉サービス基準第百九十八 表の下欄に掲げるところによるものとする。 (規則第六条の十第二号に掲げる 所定単位数に乗じ

略 指定就労継続支援B型の事業を行う事業所又は指定障害 略 略

う。)の指定就労継続支援B型等の利用者の数が次の(1)又

は20のいずれかに該当する場合

者支援施設

(以 下

「指定就労継続支援B型事業所等」とい

型等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場

(2)(1)る場合 一日の利用者の数が次の()又は()のいずれかに該当す

(略)

控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を 業所等 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を 利用定員が五十一人以上の指定就労継続支援A型事

口 加えた数を加えて得た数を超える場合 略

+ \mathcal{O} 5 基準並びに所定単位数に乗じる割合 の①の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数 介護給付費等単位数表第15の1の就労継続支援B型サービス費の注

る割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。 就労継続支援B型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下 援施設が行う就労継続支援B型(規則第六条の十第二号に掲げる 条に規定する指定就労継続支援B型をいう。)又は指定障害者支 上欄に掲げる基準に該当する場合については、 「指定就労継続支援B型等」という。)の利用者の数が次の表の 指定就労継続支援B型(指定障害福祉サービス基準第百九十八 所定単位数に乗じ

は⑵のいずれかに該当する場合	う。) の指定就労継続支援B型等の利用者の数が次の(1又	者支援施設(以下「指定就労継続支援B型事業所等」とい	指定就労継続支援B型の事業を行う事業所又は指定障害	(略)
			(略)	(略)

(1) (2) 口 る場合 二 利用定員が五十一人以上の指定就労継続支援B型事 (略) 業所等 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を 一日の利用者の数が次の()又は()のいずれかに該当す 控除した数に百分の百二十五を乗じて得た数に七十五 を加えた数を加えて得た数を超える場合 (略) (略) (2) (1) (二)(一) 利用定 (略) る場合 一日の利用者の数が次の一又は二のいずれかに該当す 控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を 業所等 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を 加えた数を加えて得た数を超える場合 (略) 利用定員が五十一人以上の指定就労継続支援B型事 (略)

基準

該

イ ビスの 費1を算定すべき指定療養介護の単位 指定 費等単位数表」という。) 第5の1のイの①の療養介護サービス いう。)第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。 生労働省令第百七十一号。 示第五百二十三号) 会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サー に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告 .基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サー 医害者の 療 事業等の人員 養 介 日 護 常生活及び社会生活を総合的に支援するため 0) 施 設基準 改 別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付 設備及び運営に関する基準 以下 正 「指定障害福祉サービス基準」と (障害者の日常生活及び社 案 (平成十八年厚 0 -ビス 法 律 。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第五十条第三項 に規定する指定療養介護の単位をいう。 備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号 者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの の療養介護サービス費1を算定すべき指定療養介護の単位 表 十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数 当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 指 当該指定療養介護の単位(指定障害福祉サービス基準第五十条 障害者自立支援法に基づく指 定 (以下「介護給付費等単位数表」という。) 第5の1のイの 療養介護の 施設基 現 潍 定障害福祉サー 行 以下同じ。)の施設基準 事業等 ピ ス等 及び 0)

人員、

設

(障 害

(1)

五号に規定する常勤換算方法をいう。

以下同じ。)で、

総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の

備及び

運営に関する基準

(平成十八年厚生労働省令第百七

以下

「指定障害者支援施設基準」という。)

第二条第十 前年度の

2に規定する者を除く。

口

(1)

ハの(1)及びニの(1)にお

て同じ

の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

じ。)で、

前年度の利用者

(介護給付費等単位数表第5の

いう。)第二条第十五号に規定する常勤換算方法をいう。

厚生労働省令第百七十二号。

害者支援施設等の人員、

活支援員」という。)の員数が、常勤換算方法

(指定障害福

祉サ

ビス基準第二条第十五号又は障害者自立支援法に基づく指定障

設備及び運営に関する基準

(平成十八年

以下「指定障害者支援施設基準」と

以下同

条第一項第三号に規定する生活支援員(以下この号において「生 単位を除く。)ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第五十 する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の 第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定

ビス基準第二条第十五号又は障害者の日常生活及び社会生活を

活支援員」という。)の員数が、常勤換算方法

(指定障害福祉

サ

条第一項第三号に規定する生活支援員(以下この号において「生 単位を除く。)ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第五十 する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所 第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定 以下同じ。)の施設基準

当該指定療養介護の単位

(指定障害福祉サービス基準第五十条

二で除して得た数以上であること。 利用者(介護給付費等単位数表第5の ロ の (1) ハの(1)及びニの(1)において同じ。 1の注2に規定する者を除 の数の平均値を

ロ〜チ (略)

指定生活介護等の施設基準

イ 費を算定すべき指定生活介護の施設基準 介護給付費等単位数表第6の1のハの経過的生活介護サー -ビス

号)第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以 生活を総合的に支援するための法律 るとみなされた指定障害者支援施設 下同じ。)であること。 支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしてい 指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者 (平成十七年法律第百二十三 (障害者の日常生活及び社会

口~ホ (略)

三

(略

指定自立訓練 (生活訓練) の施設基準

1 略

- 口 定自立訓練 介護給付費等単位数表第12の5の短期滞在加算を算定すべき指 (生活訓練) 事業所等の施設基準
- 短期滞在加算(『を算定すべき場合の施設基準
- 定する指定障害者支援施設をいう。)が行う場合にあっては、 社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規 原則として四人以下)であること。 六条の規定による指定障害者支援施設 居室の定員が四人以下 (指定障害者支援施設基準附則第十 (障害者の日常生活及び
- (2)(二) (二) (略) (四) 略

ロ〜チ 略

指定生活介護等の施設基準

イ 費を算定すべき指定生活介護の施設基準 介護給付費等単位数表第6の1のハの経過的生活介護サービス

支援施設をいう。以下同じ。)であること。 七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害者 るとみなされた指定障害者支援施設 支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしてい 指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者 (障害者自立支援法 (平成十

口~ホ 略

(略

兀 指定自立訓練 (生活訓 練) の施設基準

イ (略

- 口 定自立訓練 介護給付費等単位数表第12の5の短期滞在加算を算定すべき指 (生活訓練) 事業所等の施設基準
- 短期滞在加算工を算定すべき場合の施設基準
- (2) (略) 二〜四人以下)であること。 成十七年法律第百二十三号) 障害者支援施設をいう。)が行う場合にあっては、 六条の規定による指定障害者支援施設 居室の定員が四人以下 (指定障害者支援施設基準附則第十 第二十九条第一項に規定する指定 (障害者自立支援法 原則として 平
- (2)

改

正

案

現

行

数表」という。 数とする。 それぞれイからハまでに定めるところにより算定した単位数の合計 者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 働大臣が定めるところにより算定した単位数は、 される次のイからハまでに掲げる障害福祉サービスの種類に応じ、 括支援(以下「指定重度障害者等包括支援」という。)として提供 ビス基準」という。) 第百二十六条に規定する指定重度障害者等包 指定障害福祉サービスの事業等の人員、 百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位 する費用の額の算定に関する基準 基づく指定 (平成十八年厚生労働省令第百七十一号。 障 害者 0 障害. 日常生活及び社会生活を総合的に支援するため 福 第8の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労 祉 サー ビス等及び基準該当障 (平成十八年厚生労働省告示第五 設備及び運営に関する基準 以下「指定障害福祉サー 害福祉サー 月当たりに障害 分法律に Ó ビスに要 基づく 法 律に

イ (略)

口 支給決定障害者等と同 五条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。)及び当該 八年政令第十号) 生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 法律 (同令第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。 短期入所 (平成十七年法律第百二十三号。 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため 日につき八百八十二単位。 第十七条第一 の世帯に属する者 号に掲げる者のうち、 以下「法」という。)第 ただし、 (特定支給決定障害者 障害者の 支給決定障 (平成十 日 常

> でに掲げる障害福祉サービスの種類に応じ、 度障害者等包括支援」という。)として提供される次のイからハま 第百二十六条に規定する指定重度障害者等包括支援(以下 省令第百七十一号。 の事業等の人員、 は、 援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数 下「介護給付費等単位数表」という。)第8の重度障害者等包括支 年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表 障害福祉サービスに要する費用の額の算定に に定めるところにより算定した単位数の合計数とする。 障害者自立支援法に基づく指記 月当たりに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉 設備及び運営に関する基準 以下「指定障害福祉サービス基準」という。) 定障害福祉サー それぞれイからハまで 関する基準 (平成十八年厚生労働 ビス等及び基準 (平成-「指定重 サービス 下該当

- (略)

口

援法施行令 規定する特定支給決定障害者をいう。 る支給決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同 第百二十三号。 のうち、 にあっては、)世帯に属する者(特定支給決定障害者 短期入所 支給決定障害者等 (平成十八年政令第十号) 第十七条第一号に掲げる者 その配偶者に限る。)について指定障害福祉サー 以下「法」という。)第五条第二十二項に規定す 日につき八百八十二単位。ただし、 (障害者自立支援法 以下この号において同じ。 (同令第十七条第四号に (平成十七年法律 障害者自立支

月から六月までの場合にあっては、 障害者等である利用者に対して行われる場合にあっては、平成二 る者並びに同令第十七条第一 十八万円(特定支給決定障害者にあっては、十六万円)未満であ あるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が二 号)第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額が 規定による特別区民税を含む。 あった月の属する年度 指定障害福祉サービス等をいう。 下この号において同じ。 に支援するため ついて指定障害福祉サービス等 二十五年法律第二百二十六号) 一号に掲げる所得割 -七年三月三十一日までの間、 得割を除く。)の額 0 法律施行規則 (同法第三百二十八条の規定によって課する (指定障害福祉サービス等のあった月が四)

にあっては、 、障害者の日常生活及び社会生活を総合的 一号から第四号までに掲げる支給決定)の同法第二百九十二条第一項第 の規定による市町村民税 一日につき六十八単位を加算する (平成十八年厚生労働省令第十九 (法第二十九条第一項に規定する 以下この号において同じ。 前年度) その配偶者に限る。 分の地方税法 (同法の (昭 和

略)

(略)

万円 含む。 年三月三十一日までの間、 者等である利用者に対して行われる場合にあっては、平成二十七 並びに同令第十七条第二号から第四号までに掲げる支給決定障害 ときは、 第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額がある 障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号) 六号)の規定による市町村民税 あっては、前年度)分の地方税法 指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合に をいう。 ビス等 法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。)の額 (特定支給決定障害者にあっては、十六万円) 未満である者)の同法第二百九十二条第一 (法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等 当該金額を加算した額とする。)を合算した額が二十八 以下この号において同じ。)のあった月の属する年度 一日につき六十八単位を加算する。 (同法の規定による特別区民税を (昭和二十五年法律第二百二十 項第二号に掲げる所得割 (同

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、 令第二十二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等 設備及び運営に関する基準第百七十一条並びに第百八十四条において準用する同 (平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号) 新旧対照表 (第三十三)

(傍線部分は改正部分)

障害者の日 る同令第二十二 に関する基準第百七十一条並びに第百八十四条において準用す に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員 常生活及び社会生活を総合的に支援するため 一条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が 改 正 案 設備及び運営 Ó 法律 る厚生労働大臣が定める者等 障害者自立支援法に基づく指 設備及び運営に関する基準第百七十一条並びに第百八十四 現 定障害福祉サー 行 ビスの事業等の人

定める者等

二年厚生労働省告示第百七十七号)第二号に掲げる者行令第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者(平成二十億害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施

び第三号に掲げる者

条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者第三項に規定する厚生労働大臣が定める者。以下「障害福祉サービス基準」という。)附則第二一ビス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令日ビス事業の設備及び運営に関するとめの法律に基づく障害福祉サービス基準附則第三条第二項及び障害者の日常生

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に

が定める者(平成二十二年厚生労働省告示第百七十七号)第二号及 条において準用する同令第二十二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス基準第二十二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員 にまいて準用する指定障害福祉サービス基準第二十一条並 が定める者(平成二十二年厚生労働省告示第百七十一条並びに第百八十四 員、設備及び運営に関する基準第百七十一条並びに第百八十四

障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八法に基づく障害福祉サービス等及び基準該当」という。)附則第二条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者」という。)附則第二条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者に基づく障害福祉サービス基準の設備及び運営に関する基準(平法に基づく障害福祉サービス基準附則第三条第二項及び障害者自立支援

数表」という。) 第5の1の注2に定める者百二十三号) 別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要

 \equiv 。)第四条第一項第一号のイの②の一のイの⑴及び附則第三条第一 項第一号、 生労働省令第百七十二号。 号に規定する厚生労働大臣が定める者 働省令第百七十七号。 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ 常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障 く障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 害者支援施設等の人員、 条第一項第二号のイの②の一のイの①及び附則第三条第一項第一 指定障害福祉サービス基準附則第四条第一項第一 障害福祉サービス基準附則第三条第一 以下「障害者支援施設基準」という。)第十 設備及び運営に関する基準(平成十八年厚 以下「指定障害者支援施設基準」という (平成十八年厚生労 項第一号並びに障 号、 障害者の日

介護給付費等単位数表第6の1の注1の⑶、⑷又は⑸に定める者

下「介護給付費等単位数表」という。)第5の1の注2に定める者年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以

介護給付費等単位数表第6の1の注1の⑶、⑷又は⑸に定める者

数表」という。 百二十三号)別表介護給付費等単位数表 する費用の額の算定に関する基準 一づく指 障 害者 定 \mathcal{O} 障 日常生活及び社会生活を総合的に支援するため 害 福 第5の1の 祉 サー 改 ビス等及び基準 が 注 2 の 正 (平成十八年厚生労働省告示第五 厚生労働大臣が定める者 -該当障 (以 下 案 害福祉サー 「介護給付費等単位 Ľ \mathcal{O} こスに要 法 律に 大臣が定める者 年厚生労働省告示第五百二十三号) 障害福祉サー 障害者自立支援法に基づく指記 「介護給付費等単位数表」という。 ・ビスに要する費用の額 現 定障害福祉サー の算定に 行 関

イ

次のイ又は口に該当する者

継続し 祉法 法律 年厚生労働省令第百七十一号。 児施設 児施設及び旧 する指定医療機関をいう。 又は指定医療機関 障害児施設、 第五条による改正前の児童福祉法 て障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する おける検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間におい 次のイ又は口に該当する者 平成十八年九月三十日において障がい者制度改革推進本部等に 同年十月一日以降当該知的障害児施設等又は指定医療機関から 以 下 ピ (昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第二項に規定 (平成二十二年法律第七十一 て 一 ス (以 下 \mathcal{O} 活 「旧児童福祉法」という。)第四十二条に規定する知的 以 事 を 総合的 業等 上 児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害 旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由 「知的障害児施設等」という。 一の他 0 (旧児童福祉法第七条第六項及び身体障害者福 1の指 に支援するため 人員 定療養介護事業所 設備及び 以下同じ。)に入院していた者のうち 以下 号。 (昭和二十二年法律第百六十四 運営に関する基準 0 「指定障害福祉サービス基準 以下「整備法」という。 法律に基 (障害者の)に入所していた者 づく指定障 日常生活及 (平成十八 害福祉

> 別表介護給付費等単位数表 第5の1の注2の厚生労働 ビス等及び する基準 (平成-基準 主該当 千八 以

児施設 号。 する基準 祉法 児施設及び旧児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害 法律 害福祉サービス基準」という。)第五十条第一項に規定する指定 基 継続して する指定医療機関をいう。 又は指定医療機関 障害児施設、 第五条による改正前の児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四 て障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する おける検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間にお 同年十月一日以降当該知的障害児施設等又は指定医療機関から 平成十八年九月三十日において障がい づく指 以下「旧児童福祉法」という。)第四十二条に規定する知的 (平成二十二年法律第七十一号。 (昭和二十四年法律第二百八十三号) (以 下 定障害福祉サ (平成十八年厚生労働省令第百七十一号。 以上の他の指定療養介護事業所 旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由 「知的障害児施設等」という。)に入所してい (旧児童福祉法第七条第六項及び身体障害者福 ービスの事業等の 以下同じ。)に入院していた者のうち 以 下 人員、 者制度改革推進 第十八条第二項に規定 「整備法」という。 (障害者自立支援法に 設備及び 以下 本部等 運営に関 「指定障 た者

う。 機関を退所若しくは退院した後に指定療養介護事業所を利用する という。 を利用)第五十条第 している者又は知的障害児施設等若しくは指定医療 項に規定する指定療養介護事業所 をい

口 略

厚生労働大臣が定める者 介護給付費等単位数表第6の 1の注1(3)及び第10の1の注 1 (3) O

次のイ又は口に該当する者

いう。 成十四年法律第百六十七号) 項に規定する指定生活介護事業所をいう。 指定生活介護事業所 遠 から継続して一以上の他の指定障害者支援施設 前号に掲げる者 度入所する者若し 該指定生活介護事業所を退所した後に指定障害者支援施設等に再 は当該特定旧法指定施設、 いる者若しくは当該特定旧法指定施設から継続して一以上の他の 政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を いう。以下同じ。)に入所した者のうち、 という。)附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設を 支援するため 項に規定する指定障害者支援施設をいう。) 特定旧法指定施設 (独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法) (以下 の法律 「指定障害者支援施設等」という。 は (指定障害福祉サービス基準第七十八条第一 (平成十七年法律第百二十三号。 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 指定生活介護事業所を再度利用する者及び 当該指定障害者支援施設等若しくは当 第十一条第一号の規定により独立行 当該特定旧法指定施設 を利用している者又 若しくはのぞみの (法第二十九条第)に入所して 以下 伞

> 護事業所を利用する者 等若しくは指定医療機関を退所若しくは退院した後に指定療養介 療養介護事業所をいう。) を利用している者又は知的障害児施

略

 \Box

注13の厚生労働大臣が定める者 次のイ又は口に該当する者 介護給付費等単位数表第6の1の注 1 (3) 同注(4)及び第10 0 1 0

再度利用する者及び前号に掲げる者 害者支援施設等に再度入所する者若しくは指定生活介護事業所を 援施設等若しくは当該指定生活介護事業所を退所した後に指定障 を利用している者又は当該特定旧法指定施設、 基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。 続して一以上の他の指定生活介護事業所 いう。)に入所している者若しくは当該特定旧法指定施設 園が設置する施設をいう。)(以下「指定障害者支援施設等」と の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの 設のぞみの園法 設 該特定旧法指定施設から継続して一以上の他の指定障害者支援施 特定旧法指定施設をいう。以下同じ。)に入所した者のうち、当 十三号。 若しくはのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施 特定旧法指定施設 (法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。 以下「法」という。)附則第二十一条第一項に規定する (平成十四年法律第百六十七号) 第十一条第一号 (障害者自立支援法 (指定障害福祉サービス (平成十七年法律第百二 当該指定障害者支 から 継

 \Box

口

略

略

○児童福祉法第二十四条の二十第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(平成十八年厚生労働省告示第五百五十八号)新旧対照表 第三

ハ 二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であ	二 二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であって
	する。)
	る額の合計額を控除して得た額(その額が零を下回る場合は、零と
得た額(その額が零を下回る場合は、零とする。)	以下同じ。)の合計額を除く。以下同じ。)及び同項第三号に掲げ
。以下同じ。)及び同項第三号に掲げる額の合計額を控除して	十一号)第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。
掲げる額(同号に規定する食事療養標準負担額の合計額を除く	に規定する食事療養標準負担額(健康保険法(大正十一年法律第七
労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額、同項第二号に	定める額から同項第一号に掲げる額、同項第二号に掲げる額(同号
規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生	る家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が
令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の十三第二項に	(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の十三第二項に規定す
ロ 二十歳未満の者(ハに掲げる者を除く。) 児童福祉法施行	一 二十歳未満の者(次号に掲げる者を除く。) 児童福祉法施行令
以下同じ。)	
険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。	
イ ロ及びハに掲げる者以外の者 食事療養標準負担額 (健康保	
者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額	
療をいう。以下同じ。)を受ける者 次のイからハまでに掲げる	
療(児童福祉法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医	
第二項第一号に規定する食事療養をいう。) に係る障害児入所医	
一 食事療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条	
各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。	各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
適用する場合を含む。) に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の	適用する場合を含む。)に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の
二項第二号(同法第二十四条の二十四第二項の規定により読み替えて	二項第二号(同法第二十四条の二十四第二項の規定により読み替えて
児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二十第	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二十第
	改正案

としたならば保護を必要としない状態となるもの「零要とする状態となるものであってこの号に定める額を負担すること、かつ、食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必

負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの保護を必要とする状態となるものであってこのハに定める額をって、かつ、食事療養標準負担額を負担することとしたならば

零

う。以下同じ。) ・ と活療養(健康保険法第六十三条第二項第二号に規定する生活療養標準負担額をいた。)に係る障害児入所医療を受ける者、次のイからハまでに定める額をでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額をでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額を対して、これが、という。以下同じ。)

ってこのハに定める額を負担することとしたならば保護を必要担することとしたならば保護を必要とする状態となるものであ四千八百八十円を下回るときは、当該生活療養標準負担額を負地 被保護者 「万四千八百八十円(生活療養標準負担額が一万

としない状態となるもの

零

○障害者自立支援法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額(平成十八年厚生労働省告示第五百七十一号)新旧対照表(第三十六)

改 正 条	現行
第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	める額障害者自立支援法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平	障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」とい
成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十八条第三項	う。)第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額は、次の各
第三号の厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、	号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
当該各号に定める額とする。	
一•二 (略)	一•二 (略)

○障害者自立支援法施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法(平成十九年厚生労働省告示 第百三十三号) 新旧対照表 (第三十八)

(傍線
梛部分
刀は改
É
部分)

「控除後認定月収額」という。)が六万六千六百六十七円を超え	同表の下欄に掲げる額を控除して得た額(その額が零を下回る場
控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。以下	の他の就労による収入をいう。以下同じ。)の額の区分に応じ、
いう。以下同じ。)の額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額を	令第百七十四号)第四十四条に規定する工賃をいう。)、賃金そ
四条に規定する工賃をいう。)、賃金その他の就労による収入を	ービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省
営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)第四十	及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サ
(障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運	から、次の表の上欄に掲げる就労収入(工賃(障害者の日常生活
いう。以下同じ。)から、次の表の上欄に掲げる就労収入(工賃	第十一条の二第一号に規定する認定月収額をいう。以下同じ。)
省令第十九号)附則第十一条の二第一号に規定する認定月収額を	るための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)附則
イ 認定月収額(障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働	イ 認定月収額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す
害者の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額	害者の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額
二十歳以上である特定障害者 次のイからニまでに掲げる特定障	一 二十歳以上である特定障害者 次のイからニまでに掲げる特定障
)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
該各号に定める額とする。	いう。) 第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。
第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当	に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号。以下「法」と
法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十四条	の各号に掲げる特定障害者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的
により算定する額は、次の各号に掲げる特定障害者(障害者自立支援	第一号に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定する額は、次
う。) 第二十一条第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める方法	令 (平成十八年政令第十号。以下「令」という。) 第二十一条第一項
障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号。以下「令」とい	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
	気はで食事等の負担防度客の算気力治
き厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法	
障害者自立支援法施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
現行	改正案

得た額及び控除後認定月収額から六万六千六百六十七円を控除し 障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を控除して の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 て得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額(その額に一円未満 六千六百六十七円を超える特定障害者(ハ及びニに掲げる者を除 合には、零とする。以下「控除後認定月収額」という。)が六万 六万六千六百六十七円から別表第一の上欄に掲げる特定

ロ〜ニ 略

略

れを切り捨てるものとする。) じて得た額の合計額(その額に一円未満の端数があるときは、こ 収額から六万六千六百六十七円を控除して得た額に二分の一を乗 れぞれ同表の下欄に掲げる額を控除して得た額及び控除後認定月 十七円から別表第一の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、そ る特定障害者(ハ及びニに掲げる者を除く。) 六万六千六百六

ロ〜ニ 略

(略)

○障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額 年厚生労働省告示第百三十四号) 新旧対照表 (第三十九) (平成十九

(傍線部分は改正部分)

当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
---	------------------------------

改

正

案

令 税法 六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、 得割を除く 五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者をいう。 十条第二項又は第七十一条第二項において読み替えて準用する同法第 決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、 するため 第二号に掲げる所得割 同法の規定による特別区民税を含む。 年三月三十一 を総合的に支援するための法律 の表の上欄に掲げる支給決定障害者 二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として支給 一号」とあるのは、 の区分に応じ、 支給決定障害者及び支給決定障害者と同 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行 (平成十八年政令第十号。 (昭和 0 法 律 + 日までの間は、 施 0 五年法律第 それぞれ同表の下欄に定める額とする。 行規則 額 「第四十二条の四 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 (同法第三百二十八条の規定によって課する所 (平成十 百百 以下「令」という。)第四十二条の四第 表の一 (平成十七年法律第百二十三号) 第七 一十六号) 0 年厚生労働省令第十 (障害者の日常生活及び社会生活 第 項 0 单 一項 同 0) 規定による市町村民税 第一号に掲げる者のうち 法第二百九十二条第一 の世帯に属する者の 第四十二 一条の 九 以下同じ。 号) 匝 平成二十七 第 第 地 項 次

が定める額家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき

現

行

う。 号に規定する支給決定障害者をいう。 十一条第二項において読み替えて準用する同法第五十八条第三項第 自立支援法 働大臣が定める額は、 均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労 れぞれ同表の下欄に定める額とする。 障害者自立支援法施行令)第四十二条の四第二項に規定する家計における一人当たりの平 (平成十七年法律第百二十三号) 次の表の上欄に掲げる支給決定障害者 (平成十八年政令第十号。 以下同じ。 第七十条第二項又は第七 の区分に応じ、 以下「令」とい (障害者 そ

該金額を加算した額とする。 もの又は令第四十二条の四第一項第二号」とする。 を合算した額が二十八万円未満である

(削除)

附 則

除をされるべき金額があるときは、 十二条第一項第二号に掲げる所得割 市町村民税 する者の地方税法 げる者のうち、支給決定障害者及び支給決定障害者と同一の世帯に属 の四第一項第二号」とあるのは、 を合算した額が二十八万円未満であるもの又は令第四十二条の四第 十八年厚生労働省令第十九号) って課する所得割を除く。 平成二十七年三月三十一 (同法の規定による特別区民税を含む。 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 日までの間は、 の額 第二十六条の二に掲げる規定による控 (障害者自立支援法施行規則 「第四十二条の四第一項第一号に掲 当該金額を加算した額とする。 (同法第三百二十八条の規定によ 表の二の項中 の同法第二百九 の規定による 「第四十二条 (平 成

項第二号」とする。

度障害者等包括支援事業者、同令第百三十八条に規定する指定	、同令第百二十七条第一項に規定する指定重度障害者等包括支
る場合を除く。)、同令第百二十七条第一項に規定する指定重	関が行う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。)
所事業者(医療機関が行う場合及び医師を置くこととされてい	第百二十五条の二に規定する基準該当短期入所事業者(医療機
を除く。)、同令第百二十五条の二に規定する基準該当短期入	う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。)、同令
者(医療機関が行う場合及び医師を置くこととされている場合	百十八条第一項に規定する指定短期入所事業者(医療機関が行
護事業者、同令第百十八条第一項に規定する指定短期入所事業	第九十四条第一項に規定する基準該当生活介護事業者、同令第
介護事業者、同令第九十四条第一項に規定する基準該当生活介	、同令第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者、同令
スの事業を行う者、同令第七十八条第一項に規定する指定生活	及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者
問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービ	介護事業者、同令第四十八条第二項の重度訪問介護、同行援護
する基準該当居宅介護事業者、同令第四十八条第二項の重度訪	事業を行う者、同令第四十四条第一項に規定する基準該当居宅
害福祉サービスの事業を行う者、同令第四十四条第一項に規定	同条第四項に規定する行動援護に係る指定障害福祉サービスの
ービスの事業又は同条第四項に規定する行動援護に係る指定障	項に規定する同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業又は
の事業、同条第三項に規定する同行援護に係る指定障害福祉サ	る重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業、同条第三
条第二項に規定する重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス	条第一項に規定する指定居宅介護の事業、同条第二項に規定す
百七十一号)第四条第一項に規定する指定居宅介護の事業、同	営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第四
人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第	律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運
8 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の	8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
(1)~(7) (略)	(1) ~ (7) (略)
が定める者	が定める者
四の四 介護職員等喀痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣	四の四 介護職員等喀痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣
一〜四の三 (略)	一〜四の三(略)
第四 在宅医療	第四 在宅医療
第一~第三 (略)	第一~第三 (略)
現行	改正案

業者、 規定する指定就労移行支援事業者、 練 援事業者、 項に規定する基準該当就労継続支援B型事業者及び同令第二百 規定する指定就労継続支援A型事業者、 該当自立訓練 八条に規定する指定共同生活援助事業者 に規定する指定就労継続支援B型事業者、 (生活訓練) 事業者、 同令第百五十六条に規定する指定自立 同令第百六十三条に規定する基準該当自立訓練 同令第百三十八条に規定する指定共同生活介護 同令第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練 事業者、 (生活訓練) 同令第百七十二条第一項に規定する基準 事業者、 同令第百八十六条第一項に 同令第百七十五条第一項に 同令第二百一条第一項 一訓練 同令第二百三条第 (機能 訓 (機能訓 練) 事 事 業

(10)(9)(略

及び同条第二十七項に規定する福祉ホ 及び第七十八条に規定する地域生活支援事業を行う者(同法第 支援センターを経営する事業を行う者、 律 六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者 五条第二十五項に規定する移動支援事業を行う者、 する福祉ホームを経営する事業を行う者並びに同法第七十七条 る移動支援事業を行う者、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため (平成十七年法律第百二十三号) 同条第二十六項に規定する地域活動 第五条第二十五項に規定す ームを経営する事業を行 同条第二十七項に規定 同条第二十 Ó 法

五~八 (略

う者を除く。

第五~第十三の二

第十四 歯科矯正

略)

顎口腔機能診断料 (顎変形症 (顎離断等の手術を必要とするも

> 自立訓練 者及び同令第二百八条に規定する指定共同生活援助事業者 令第二百三条第一 第二百一条第一項に規定する指定就労継続支援B型事業者、 八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業者、 七十五条第一 項に規定する基準該当自立訓練 する指定自立訓練 練 共同生活介護事業者、 (機能訓練) (機能訓 項に規定する指定就労移行支援事業者、 事業者、 項に規定する基準該当就労継続支援B型事業 練) (生活訓練) 同令第百五十六条に規定する指定自立 事業者、 同令第百六十三条に規定する基準該当 同令第百六十六条第一項に規定 事業者、 (生活訓練) 同令第百七十二条第 事業者、 同令第百 同令第百 同令 訓 同

略

(10)(9)う者、 二十五項に規定する移動支援事業を行う者、 経営する事業を行う者を除く。 する事業を行う者及び同条第二十七項に規定する福祉ホームを を行う者 に同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業 第二十七項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者並び 規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者、 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号) 同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを経営 (同法第五条第二十五項に規定する移動支援事業を行 同条第二十六項に 第五条第 同

五~八 略

第十四 第五~第十三の二 歯科矯正

(略)

顎口腔機能診断 料 (顎変形 症 (顎離断等の手術を必要とするも

1911年では、1912年では、1918年に、1918年に、

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十四条第二項に対して、で記述のでは、一号及び第二号に規定する医療について、「で言者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十四条第二項に対して、「で言者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法準のでは、「で言者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法準のでは、「であること。
- (2) · (3) (略)
- 第十四の二~第十七 (略)

のに限る。)の手術前後における歯科矯正に係るもの)の施設基

準

- (1) 障害者自立支援法施行規則 (平成十八年厚生労働省令第十九1) 障害者自立支援法施行規則 (平成十八年厚生労働省令第十九条) 第三十六条第一号及び第二号に規定する医療について、障害者自立支援法施行規則 (平成十八年厚生労働省令第十九
- (2) · (3) (略)

第十四の二~第十七 (略)

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第 (平成二十年厚生労働省告示第二百四号) 新旧対照表 (第四十一) 項の支援給付等に係る厚生労働省告示の適用に関する告

改

正

案

(傍線部分は改正部分)

四条第 関する法律 護者とみなす。 る法律の一 国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関す 支援給付を生活保護法 る場合における次に掲げる厚生労働省告示の規定の適用については、 中 支援給付を必要とする状態にある者を同条第二項に規定する要保 支援給付を受けている者を同法第六条第一 国 残留邦人等 項の支援給付を含む。 部を改正する法律 (平成六年法律第三十号) の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に (昭和二十五年法律第百四十四号)による保護 (平成十九年法律第百二十七号) 附則第 以下「支援給付」という。)が行われ 第十四条第一項の支援給付 項に規定する被保護者 中 と と

一~五 (略)

- 示第五百二十五号) 第三項第二号の厚生労働大臣が定める額(平成十八年厚生労働省告七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第
- 示第五百二十六号) 第三項第三号の厚生労働大臣が定める額 (平成十八年厚生労働省告七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八

護者とみなす。 支援給付を生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護 る場合における次に掲げる厚生労働省告示の規定の適用については、 四条第一項の支援給付を含む。 る法律の一部を改正する法律 関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第一項の支援給付 国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関す 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国 支援給付を必要とする状態にある者を同条第二項に規定する要保 支援給付を受けている者を同法第六条第一項に規定する被保護者 現 (平成十九年法律第百二十七号) 以下「支援給付」という。)が行われ 行 後の自立 の支援に 附則第

一~五 (略)

- 成十八年厚生労働省告示第五百二十五号)準用する同法第五十八第三項第二号の厚生労働大臣が定める額(平七 障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において
- 成十八年厚生労働省告示第五百二十六号) 準用する同法第五十八第三項第三号の厚生労働大臣が定める額(平八 障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において

十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が 定める食費等の負担限度額の算定方法(平成十九年厚生労働大臣が 第百三十三号)

九 (略)

る額(平成十八年厚生労働省告示第五百七十一号)十一障害者自立支援法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定め

十九年厚生労働省告示第百三十三号)基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法(平成十一 障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に

-二 (略)

○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関す る指針(平成二十年厚生労働省告示第三百十二号)新旧対照表(第四十二)

九~十一(略)	九~十一(略)
別表第15の9	の1の2、別表第13の9、別表第14の8及び別表第15の9
の1の2、別表第12の1の2、別表第13の9、別表第14の8及び	示第五百二十三号)別表第6の3、別表第11の1の2、別表第12
十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表第6の3、別表第11	に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告
当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成	に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス
八 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該	八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
一~七 (略)	一~七 (略)
別表第三	別表第三
五 (略)	五 (略)
	支援センター
う施設又は地域活動支援センター	七条第一項第九号の事業に相当する事業を行う施設又は地域活動
若しくは同法第七十七条第一項第四号の事業に相当する事業を行	立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十
入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援	に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自
四 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち短期	四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
一~三 (略)	一~三 (略)
別表第二	別表第二
	に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム
五 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム	五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
一~四 (略)	一~四 (略)
別表第一	別表第一
現行	改正案

針(平成二十年厚生労働省告示第五百九号)新旧対照表(第四十三) ○経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指

九~十一(略)	九~十一(略)
別表第15の9	の1の2、別表第13の9、別表第14の8及び別表第15の9
の1の2、別表第12の1の2、別表第13の9、別表第14の8及び	示第五百二十三号)別表第6の3、別表第11の1の2、別表第12
十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表第6の3、別表第11	に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告
当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成	に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス
八 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該	八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
一~七 (略)	一一一一一
別表第三	別表第三
五 (略)	五 (略)
	支援センター
う施設又は地域活動支援センター	七条第一項第四号の事業に相当する事業を行う施設又は地域活動
若しくは同法第七十七条第一項第四号の事業に相当する事業を行	立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十
入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援	に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自
四 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち短期	四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
一~三 (略)	一〜三(略)
別表第二	別表第二
	に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム
五 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム	合
一	一~四 (略)
別表第一	別表第一
現行	改正案

定める地域(平成二十一年厚生労働省告示第百七十六号)新旧対照表(第四十四)

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が

改正案	現行
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該
に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービ	当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に
スに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大	基づき厚生労働大臣が定める地域
臣が定める地域	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障
づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する	害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費
費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第1の1の居	等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の注13、第2の1の重度訪
宅介護サービス費の注13、第2の1の重度訪問介護サービス費の注10	問介護サービス費の注10、第3の1の同行援護サービス費の注8及び
、第3の1の同行援護サービス費の注8及び第4の1の行動援護サー	第4の1の行動援護サービス費の注7、厚生労働大臣が定めるところ
ビス費の注7、厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等	により算定した単位数等一の注、障害者自立支援法に基づく指定地域
一の注、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法	相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表地域相談支援給付
律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別	費単位数表第1の1の地域移行支援サービス費の注3及び第2の地域
表地域相談支援給付費単位数表第1の1の地域移行支援サービス費の	定着支援サービス費の注4並びに障害者自立支援法に基づく指定計画
注3及び第2の地域定着支援サービス費の注4並びに障害者の日常生	相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付
活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談	費単位数表1の計画相談支援費の注9に規定する厚生労働大臣が定め
支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単	る地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。
位数表1の計画相談支援費の注9に規定する厚生労働大臣が定める地	
域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。	
一~十 (略)	一〜十 (略)

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定 める療養食(平成二十一年厚生労働省告示第百七十七号)新旧対照表 (第四十五)

	0
別な場合の検査食とする。	膵すい臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食とする
食、胃潰瘍食、貧血食、膵すい臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特	び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、
供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病	として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及
は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提	養食加算の注の厚生労働大臣が定める療養食は、疾病治療の直接手段
等単位数表第10の13の療養食加算の注の厚生労働大臣が定める療養食	費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第10の13の療
害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費	づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基
	が定める療養食
づき厚生労働大臣が定める療養食	スに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣
当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基	に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービ
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
現行	改正案

める研修(平成二十一年厚生労働省告示第百七十八号)新旧対照表(第四十六)

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定

寛原省)日常臣氏女が土が臣氏な念分りにて受けるにかり法律 改 正 案	寛吾舎目立て爰共に基づ、旨官章写冨山ナーでス等女が基重女現 行
に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービ障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該
が定める研修 スに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣	づき厚生労働大臣が定める研修
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障
づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する	害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚
費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十	生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表第13の12の
三号)別表介護給付費等単位数表第13の12の就労支援関係研修修了加	就労支援関係研修修了加算の注の厚生労働大臣が定める研修は、次の
。 算の注の厚生労働大臣が定める研修は、次の各号に掲げるものとする	各号に掲げるものとする。
一 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十	一 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十
三号)第十九条第一項第三号に掲げる地域障害者職業センターにお	三号)第十九条第一項第三号に掲げる地域障害者職業センターにお
いて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	いて障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人
に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関	員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十
する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第百七十五条第	一号)第百七十五条第一項第二号の規定により置くべき就労支援員
一項第二号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当	が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させ
たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修	るものとして行う研修
二・三 (略)	二・三 (略)

改 正 案	現行
施行令第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	
施行令第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者	臣が定める者
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行	障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第二号
令(平成十八年政令第十号)第十七条第二号に規定する厚生労働大臣	に規定する厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者とする。
が定める者は、次の各号に掲げる者とする。	
一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に	一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員
基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関す	、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一
る基準 (平成十八年厚生労働省令第百七十一号) 第百六十六条第一	号)第百六十六条第一項第一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練の
項第一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練の利用者	利用者
二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に	二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当
基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要	障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八
する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五	年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表第12
百二十三号)別表介護給付費等単位数表第12の8又は第13の8の精	の8又は第13の8の精神障害者退院支援施設加算を算定される者
神障害者退院支援施設加算を算定される者	

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示(平成二十三年厚生労働省告示第 百五十四号)新旧対照表(第四十八)

現行
(法第八十八条第一項の厚生労働大臣が定める費用の額)
第二条 法第八十八条第一項の厚生労働大臣が定める費用の額は、障
害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき食費等
の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額(平成十八年厚
生労働省告示第五百三十一号)に規定する額(その額が現に食事の
提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提
供及び居住に要した費用の額)とする。

○精神保健福祉士法施行規則第二条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設(平成二十三年厚生労働省告示第二百七十七号)新旧対照表(第四十九)

働大臣が定める施設
づき厚生労 精神保健福祉士法施行規則第

○障害者自立支援法施行令第二十一条第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額(平成二十三年 厚生労働省告示第三百五十四号)新旧対照表(第五十)

『の世紀』「「「「「「のでは、これをは、」」のは、「「のでは、」のでは、「「のでは、これでは、」」のでは、「「のでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	生活住居費の基準費用額は、一万円とする。令(平成十八年政令第十号)第二十一条第一項第二号に規定する共同障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
	の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額
宿住居費 き共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費	施行令第二十一条第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費
8の法律 障害者自立支援法施行令第二十一条第一項第二号の規定に基づ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
現行	改正案

○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十八条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成二十三年厚生労働省告示第三百七十八号)新旧対照表(第五十一)

現行
障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備
及び運営に関する基準第三十八条の二の規定に基づき厚生労働
大臣が定める給付金
障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び
運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号)第三十八
条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金は、児童手当法(
昭和四十六年法律第七十三号)の規定による児童手当及び平成二十三
年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年
法律第百七号)の規定による子ども手当とする。

○障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第三十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成二十三年 厚生労働省告示第三百七十九号)新旧対照表(第五十二)

改正案	現行
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関
に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第三十三	する基準第三十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める
条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金	給付金
章亭軒)1宮巨氏をが上京巨氏と終うりこで愛しるころの女性に表	草亭寺目とて受らいでき亭寺で受也でつる東をが直寺に見たっ
づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労	基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号)第三十三条の二の規定
働省令第百七十七号) 第三十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が	に基づき厚生労働大臣が定める給付金は、児童手当法(昭和四十六年
定める給付金は、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定	法律第七十三号)の規定による児童手当及び平成二十三年度における
による児童手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関	子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号
する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)の規定による子ども手)の規定による子ども手当とする。
当とする。	

																		\	2	н	第1	別表	
、算定しない。)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は	ら(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数	置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、(1)か	れぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共団体が設	日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、そ	認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8	な利用に伴う外泊を含む。以下この2において同じ。)を	助(以下「指定共同生活援助」という。)における体験的	付費等単位数表第16の1の注1に規定する指定共同生活接	活介護(以下「指定共同生活介護」という。)及び介護給	位数表」という。) 第9の1の注1に規定する指定共同生	23号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単	費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第5	害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する	び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障	要した場合又は障害児に対して外泊(障害者の日常生活及	注1 イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を	ノ・ロ (唇)	入院・外泊時加算(1日につき)	(略)	福祉型障害児入所施設		改正案
	及び最終日は、算定しない。	当する単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日	っては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相	公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあ	員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方	ら起算して8日を限度として所定単位数に代えて、入所定	て同じ。)を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日か	おける体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2におい	定共同生活援助(以下「指定共同生活援助」という。)に)及び介護給付費等単位数表第16の1の注1に規定する指	る指定共同生活介護(以下「指定共同生活介護」という。	護給付費等単位数表」という。) 第9の1の注1に規定す	労働省告示第523号)別表介護給付費等単位数表(以下「介	ビスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生	基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サー	要した場合又は障害児に対して外泊(障害者自立支援法に	注1 イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を	ノ・ロ (略)	2 入院・外泊時加算 (1日につき)	1 (略)	第1 福祉型障害児入所施設	別表	現行

2 (器)

3~9 (器)

10 福祉·介護職員処遇改善加算

主 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。)が、障害児に対し指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるその他の加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

第2 (略)

11

(器)

2 (器)

3~9 (器)

10 福祉・介護職員処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設(国が行う場合を除く。11において同じ。)が、障害児に対し指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

11 (略)

第2 (略)

(第五

十四)

潍 に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基 障害者の日 常生活及び社会生活を総合的に支援するため 改 正 案 0 法律 の算定に関する基準 障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額 現 行

平 別表地域相談支援給付費単位数表により算定する単位数に別に厚生 する指定地域相談支援をいう。 + -四第三項の規定に基づき、 -成十七年法律第百二十三号。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 指定地域相談支援(同条第一項に規定 以下同じ。)に要する費用の額は 以下「法」という。)第五十一条の

労働大臣が定める一単位の単価を乗じて算定するものとする。

(略

地域相談支援給付費単位数表

別表

徭1 地域移行支援

地域移行支援サービス費 2,300単位

注1 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 以下同じ。)が、地域相談支援給付決定障害者(法第5条 基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基 地域移行支援サービス費は、 (平成24年厚生労働省令第27号。 第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう 指定地域移行支援事業者 以下「指定基準」という 寧

> するものとする。 する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて算定 に要する費用の額は、 援 いう。)第五十一条の十四第三項の規定に基づき、指定地域相談支 障害者自立支援法 (同条第一項に規定する指定地域相談支援をいう。以下同じ。 (平成十七年法律第百二十三号。 別表地域相談支援給付費単位数表により算定 以下 「法」と

(略)

別表

地域相談支援給付費単位数表

徭 地域移行支援

地域移行支援サービス費 2,300単位

注1 老 援事業者をいう。 定基準」という。) <u>運営に関する基準</u>(平成24年厚生労働省令第27号。以下「指 害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び 地域移行支援サービス費は、指定地域移行支援事業者 (法第5条第22項に規定する地域相談支援給付決定障害 以下同じ。) 第2条第3項に規定する指定地域移行支 が、 地域相談支援給付決定障

同じ。) に対して指定地域移行支援(指定基準第1条第9号 第22項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下 に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。)を行った

 $2 \sim 5$ 2 • 3 (器) (器)

場合に、1月につき所定単位数を算定する。

準第1条第9号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同 者をいう。以下同じ。)に対して指定地域移行支援(指定基 じ。)を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

2 · 3 (器)

 $2 \sim 5$ (器)

十五

日 (田が定める一単位の単価を無じて鎮定するものとする。 二 (
位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて算定するも、	画相談支援給付費単位数表により算定する単位数に別に厚生労働大定計画相談支援をいう。以下同じ。)に要する費用の額は、別表計定計画相談支援をいう。以下同じ。)に要する費用の額は、別表計に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

、所定単位数を算定しない。 める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には 、第9号若しくは第10号から第12号まで(同条第3項第3号 において準用する場合を含む。)又は同条第3項第2号に定

 $4 \sim 9$ (器)

0

(器)

行った場合には、所定単位数を算定しない。 条第3項第3号において準用する場合を含む。)又は同条第 3項第2号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を

 $4 \sim 9$

(器)

0

○障害者自立支援法第七十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号)新旧対照表(第

改正案	現行
第七十六条の二第一頁の規定に基づき厚主労動大豆が定める基障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	動大豆が定める基準障害者自立支援法第七十六条の二第一項の規定に基づき厚生労
進行に対象の工管・エク夫気に基べき埋た労働プ目が気をを実	個プ目ガ気&そ実質
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平	障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第七十六条の二
成十七年法律第百二十三号)第七十六条の二第一項に規定する厚生労	第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる区
かる基準による。働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定	分に応じ、当該各号に定める基準とする。
一 障害福祉サービス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支	一 障害福祉サービス 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サー
援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障	ビス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関
害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年	する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)
厚生労働省告示第五百二十三号)	
二•三 (略)	二•三 (略)

改

正

案

現

行

」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常が、同年九月三十日までの間に、一又は二に掲げる者として身体が、同年九月三十日までの間に、一又は二に掲げる者であったものイ 平成十八年十月一日において一又は二に掲げる者であったもの

条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業(以下「身体 条の二第一項に規定する障害児相談支援事業 の身体障害者福祉法 合的に支援するための法律附則第三十五条の規定による改正前 談支援事業」という。 る改正前の児童福祉法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため (平成十七年法律第百二十三号) 附則第二十六条の規定によ (昭和1 (昭和二十二年法律第百六十四号) 障害者の日常生活及び社会生活を総 一十四年法律第二百八十三号) (以下「障害児相 第四 第六 の法

一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びへの期間めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号)第三条の規定に基する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号)第三条の規定に基別重福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関

」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常が、同年九月三十日までの間に、一又は二に掲げる者として身体イ 平成十八年十月一日において一又は二に掲げる者であったものイ 平成十八年十月一日において一又は二に掲げる者であったもの

して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)のいずれか者又は口からへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算が通算して五年以上である者、二の期間が通算して十年以上である

に該当するものであること。

う。)、障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前 「以下「障害児相談支援事業」という。)、障害者自立支援法 「以下「障害児相談支援事業」という。)、障害者自立支援法 「以下「障害児相談支援事業」という。)、障害者自立支援法 体障害者相談支援事業」という。)、障害者自立支援法 体障害者相談支援事業」という。)、障害者自立支援法 体障害者相談支援事業」という。)、障害者自立支援法 本障害者相談支援事業」という。)、障害者自立支援法 本障害者相談支援事業」という。)、障害者自立支援法 が則第二十二年法律第百二十三号)附則第二十二年法律第百二十三号)附則第二十二年法律第

る改正 障害者相談支援事業」という。 第四条に規定する知的障害者相談支援事業 生活を総合的に支援するため 相談支援事業」という。 前の知的障害者福祉法 <u></u>の)従事者 0 (昭和三十五年法律第三十七号) 法律附則第五十二条の規定によ 障害者 の日常生活及び (以 下 「知的障害者 社会

(一・二 (略)

項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介 定する介護老人保健施設 護保険法 生活保護法 に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、 年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設 支援するための法律第五条第十二項に規定する障害者支援施設 その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 (以下「障害者支援施設」という。)、老人福祉法(昭和三十八 障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 「老人福祉施設」という。)、精神保健及び精神障害者福祉 (平成九年法律第百二十三号) (昭和二十五年法律第百四十四号) 第三十八条第二 (以下「介護老人保健施設」という。 第八条第二十七項に規 议

各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的ハ()から三までに掲げる者であって、社会福祉法第十九条第一項()

事業」という。)の従事者規定する知的障害者相談支援事業(以下「知的障害者相談支援の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条にの知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条に

う。)の従業者支援センター(以下「精神障害者地域生活支援センター」というで、第五十条の二第六項に規定する精神障害者地域生活に供健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百条)による改正前の精神

る業務に従事した期間ロー()から四までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずら。)の従業者

一) :二) (略)

に準ずる者 施設」という。)その他これらに準ずる施設の従業者又はこれ 第二十七項に規定する介護老人保健施設 る更生施設、 第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定す 福祉センター、 精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健 祉法(昭和三十八年法律第百三十三号) 第五条の三に規定する老 る障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)、 人福祉施設 障害児入所施設、 (以下「老人福祉施設」という。) 、精神保健及び 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号) 障害者自立支援法第五条第十二項に規定す (以下「介護老人保健 老人福

(四)

各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的(一から三までに掲げる者であって、社会福祉法第十九条第一項())

精神上 法の一 護等の業務」という。)に従事した期間 及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務 につき、 省令第八十七号)第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの 害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準 の設備及び運営に関する基準 識及び技術を修得したと認められるもの、 な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な (以下「社会福祉主事任用資格者等」という。) が、身体上又は (平成十八年厚生労働省令第百六十九号) による廃止前の精神障 第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援 の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者 部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 入浴、 排せつ、 食事その他の介護を行 (昭和二十三年厚生省令第六十三号 保育士、 V) (平成十二年厚生 児童福祉 並びにその者 (以 下 施 設知

護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる ビス事業、 に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サー 障害児通所支援事業、 老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介 障害者の 日 常 生 活 及び社会生活を総合

(略)

ニ~ト

略

援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止する件 て行う研 現任研修 る同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、 でに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とす 次のイからニまでのいずれかに該当する者であって、 修であって、 (相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的とし 別 表第 に定める以 上の もの又は指定相談支 相談支援従事者 イからニま

> 法の 護等の業務」という。)に従事した期間 及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務(以下「介 につき、 精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者)第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援 の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号 識及び技術を修得したと認められるもの、 な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な 省令第八十七号)第十七条第二項各号のいずれかに該当するも 害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準 (以下「社会福祉主事任用資格者等」という。) (平成十八年厚生労働省令第百六十九号) による廃止 部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 入浴、 排せつ、 食事その他の介護を行い、 保育士、 (平成十二年厚生 が、 児童 並びにその者 身体上又は 前の精神障 福祉: 施

又はこれに準ずる者 する障害福祉サービス事業、 定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者 障害児通所支援事業、 障害者自立支援法第五条第一 老人福祉法第五条の二第二項に規 項に規

(略)

二 (三) ト (略)

現任研修 援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止する件 て行う研修であって、 る同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、 でに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とす 次のイから二までのいずれかに該当する者であって、 (相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的とし 別表第一 に定める以上のもの 相談支援従事者 又は指定相談支 イから 別表第一

「平成二十四年厚生労働省告示第二百十二号)による廃止前の指定することを要しない。「平成二十四年厚生労働省告示第二百十二号)による廃止前の指定することを要しない。

口 イ 祉 めの援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行 等をいう。以下同じ。 て行う研修であって、 るための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的とし が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、 修了し、 指定する事業者が障害者等 合的に支援するための法律第二条第一項第一号に規定する障害者 福祉 が修であって、 であって、 相談支援従事者初任者研修 旧相談支援従事者初任者研修 就労支援、 を修了し、 当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者 就労支援 教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するた 別表第二に定めるもの以上のものをいう。 当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた 教育等のサービスを総合的かつ適切に利用す)の意向を踏まえ、 旧告示の別表第二に定める以上のものをい (障害者の (都道府県知事又は都道府県知 (都道 府県知事又は都道府県知事 日常生活及び社会生活を総 必要な保健、 必要な保健 医療、 医療 事 福 が

ハ (略

略

することを要しない 日の属する年度の末日までの間は、 該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたものであること。 の別表第一に定める以上のものをいう。 十八年厚生労働省告示第五百四十九号。 相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成二十四年厚生労働省告示第二百十二号) による廃 イからニまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する 相談支援従事者現任研修を修了 以下同じ。)を修了し、 以下「旧告示」という。 止 前 の指 (平成 ただ 当 定

号に規定する障害者等をいう。 付を受けた者 のものをいう。 ことを目的として行う研修であって、 要な保健、 指定する事業者が障害者等 つ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させる 相談支援従事者初任者研修 医療、 を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交 福祉、 就労支援、教育等のサービスを総合的 (障害者自立支援法第二条第一項第 以下同じ。 (都道府県知事又は都道府県知事 別表第二に定めるもの以上)の意向を踏まえ、 必 が

るための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的とし て行う研修であって、 が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、 福祉、)

を修了し、 旧相談支援従事者初任者研修 就労支援、 当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者 教育等のサービスを総合的かつ適切に利用 旧告示の別表第二に定める以上のものいう (都道府県知事又は都道 必 要な保証 健、 府県 医療 知 事

ハ (略)

二(略

別表第

(略)	(略)					(略)	(略)	別表第二	(略)				(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	に相談支援事業従事者の役割に関する講義	援するための法律及び児童福祉法の概要並び	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支	(略)			協議会に関する講義	(略)	(略)	(略)	(
(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(亩)
								別表第一						
(略)	(略)		1	T		(略)	(略)	第二	(略)		ı	T	略	())
					12	暗				白目			_	_
	(略)	(略)	(略)		1.相談支援事業従事者の役割に関する講義	障害者自立支援法及び児童福祉法の概要並び	(略)			自立支援協議会に関する講義	略)	.略)	(略)	(田)

、傍線部分は改正部分、

 改正案	現行
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人
づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十	に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号)第
四年厚生労働省令第二十七号)第三条第二項の規定に基づき、指定地	の規定に基づき、指定地域相談支援の提供に当たる者とし
域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次	大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者と
の各号に掲げる要件を満たす者とする。	

者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算 が通算して五年以上である者、 して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)のいずれか に該当するものであること。 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びへの期間 ニの期間が通算して十年以上である

」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間 生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応 上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常 が、同年九月三十日までの間に、 平成十八年十月一日において()又は()に掲げる者であったもの 助言、 指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務 () 又は()に掲げる者として身体

律第二百八十三号)第四条の二第一項に規定する身体障害者相 五条の規定による改正前の身体障害者福祉法 第二十六条の規定による改正前の児童福祉法 律第百六十四号)第六条の二第一項に規定する障害児相談支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため (平成十七年法律第百二十三号。 (以 下 「障害児相談支援事業」という。)、 以下「法」という。) 附則 (昭和二十二年法 (昭和二十四年法 法附則第三十 の法

> とする。 第三条第二項 して厚生労働 人員及び 運営

して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)のいずれか 者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算 が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である に該当するものであること。 ľ イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びへの期間 」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間 が、同年九月三十日までの間に、一又は二に掲げる者として身体 生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応 上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常 平成十八年十月一日において(又は二に掲げる者であったもの 助言、 指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務

」という。)附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法 する身体障害者相談支援事業(以下「身体障害者相談支援事業 る障害児相談支援事業(以下「障害児相談支援事業」という。 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下 (昭和二十四年法律第二百八十三号) (昭和二十二年法律第百六十四号) 第六条の二第一項に規定す 法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法 第四条の二第一項に規定

別表第一			別表第一		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	協議会に関する講義	(略)		自立支援協議会に関する講義	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)		(略)
別表第二			別表第二		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支	(略)	(略)	障害者自立支援法及び児童福祉法の概要並び	(略)
	こ相談支援事業従事者の役割こ関する構義援するための法律及び児童福祉法の概要並び			に相談支援事業従事者の役割に関する講義	
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
/ -/ /	(欠)	(略)	(略)	(略)	(略)

害者福祉法 」という。)、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障 いう。)の従事者 知的障害者相談支援事業(以下「知的障害者相談支援事業」と (昭和三十五年法律第三十七号)第四条に規定する

附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法

(昭和)、法

談支援事業(以下「身体障害者相談支援事業」という。)、

三十五年法律第三十七号)第四条に規定する知的障害者相談支

援事業(以下「知的障害者相談支援事業」という。)の従事者

(略)

ロ〜ト (略)

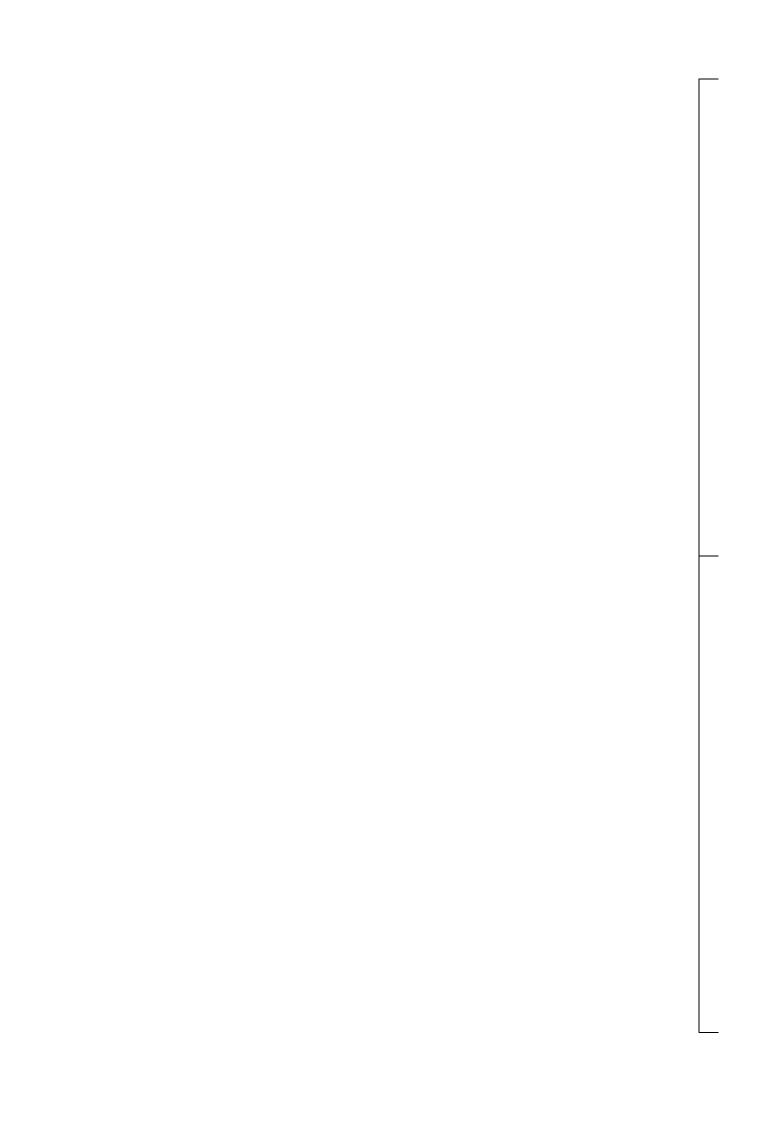
ロ〜ト (略)

(略)

(略)

(略)

(町)	く女団ン	(略)				(略)	(略)
		(略)	自立支援協議会に関する講義	(略)	(略)	(略)	(略)
() () ()	く女日ン	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)



改正案	現行
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基	障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員
づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十	に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三
四年厚生労働省令第二十七号)第三条第二項の規定に基づき、指定地	に基づき、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労
域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次	定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。
の各号に掲げる要件を満たす者とする。	

者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算 が通算して五年以上である者、 して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)のいずれか に該当するものであること。 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びへの期間 ニの期間が通算して十年以上である

」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間 生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応 上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常 が、同年九月三十日までの間に、 平成十八年十月一日において()又は()に掲げる者であったもの 助言、 指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務 () 又は()に掲げる者として身体

律第二百八十三号)第四条の二第一項に規定する身体障害者相 五条の規定による改正前の身体障害者福祉法 第二十六条の規定による改正前の児童福祉法 律第百六十四号)第六条の二第一項に規定する障害児相談支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため (平成十七年法律第百二十三号。 (以 下 「障害児相談支援事業」という。)、 以下「法」という。) 附則 (昭和二十二年法 (昭和二十四年法 法附則第三十 の法

> 員及び 労働大臣が 二条の規定 運営

して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)のいずれか 者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算 が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である に該当するものであること。 ľ が、同年九月三十日までの間に、一又は二に掲げる者として身体 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びへの期間 生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応 上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常 平成十八年十月一日において(又は二に掲げる者であったもの 助言、 指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務

」という。)附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法 する身体障害者相談支援事業(以下「身体障害者相談支援事業 る障害児相談支援事業(以下「障害児相談支援事業」という。 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下 (昭和二十四年法律第二百八十三号) (昭和二十二年法律第百六十四号) 第六条の二第一項に規定す 法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法 第四条の二第一項に規定

」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

別表第一			別表第一		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	協議会に関する講義	(略)		自立支援協議会に関する講義	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)		(略)
別表第二			別表第二		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支	(略)	(略)	障害者自立支援法及び児童福祉法の概要並び	(略)
	こ相談支援事業従事者の役割こ関する構義援するための法律及び児童福祉法の概要並び			に相談支援事業従事者の役割に関する講義	
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
/ -/ /	(欠)	(略)	(略)	(略)	(略)

害者福祉法 」という。)、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障 いう。)の従事者 知的障害者相談支援事業(以下「知的障害者相談支援事業」と (昭和三十五年法律第三十七号)第四条に規定する

附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法

(昭和)、法

談支援事業(以下「身体障害者相談支援事業」という。)、

三十五年法律第三十七号)第四条に規定する知的障害者相談支

援事業(以下「知的障害者相談支援事業」という。)の従事者

(略)

ロ〜ト (略)

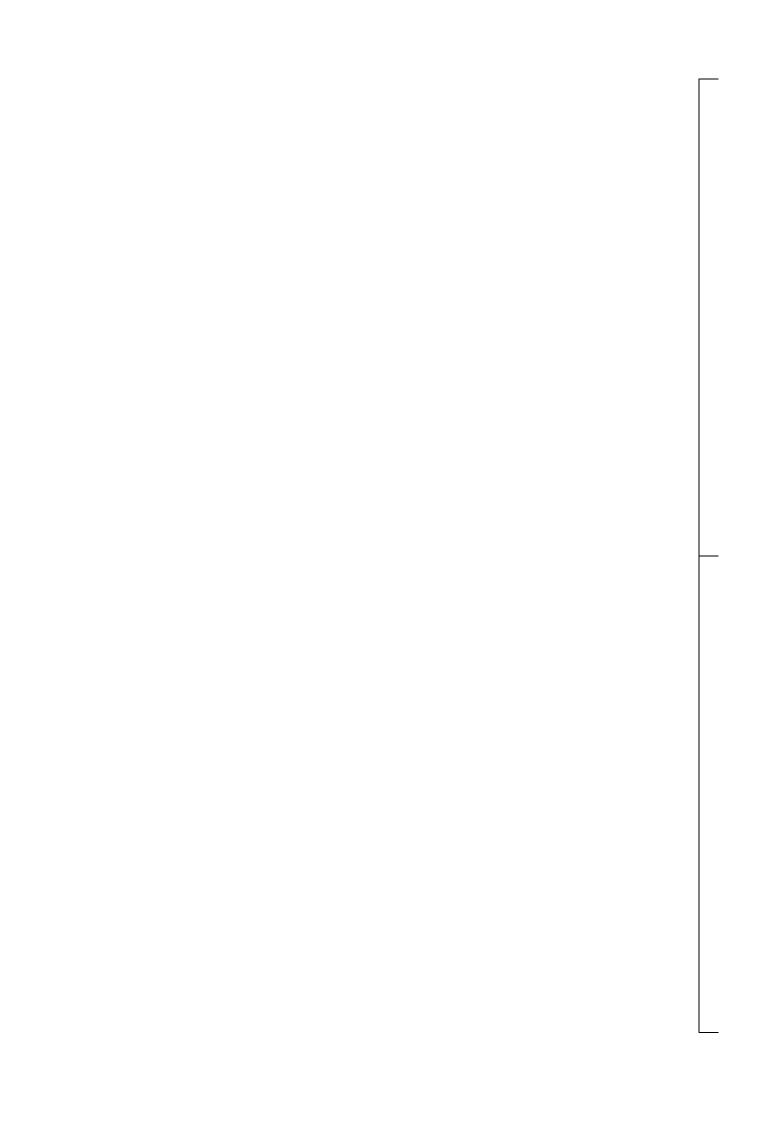
ロ〜ト (略)

(略)

(略)

(略)

(町)	く女団ン	(略)				(略)	(略)
		(略)	自立支援協議会に関する講義	(略)	(略)	(略)	(略)
() () ()	く女日ン	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)



(2) (略) サービスの事業等の人 年厚生労働省令第百七 いう。以下同じ。)又 (平成十七年法律第百 定障害者支援施設をい 定障害者支援施設をい 定障害者社サービス基 方。)又は指定障害者支 り。)又は指定障害者支	(2) (略) つた場合であること。
サービスの事業等の人 年厚生労働省令第百七 いう。以下同じ。)又 (平成十七年法律第百 定障害者支援施設をい 定障害者支援施設をい 定障害者社サービス基 方。)又は指定障害者支!	った場合であること。
サービスの事業等の人 年厚生労働省令第百七 にでいう。)第七十八 で障害者支援施設をい 定障害者支援施設をい 定障害者支援施設をい 定障害者社 世ービス基 定障害福祉サービス基 方。)又は指定障害者支 定障害福祉サービス基	
サービスの事業等の人」という。) 第七十八、」という。以下同じ。) 又に情害者支援施設をい定障害者支援施設をい定障害者支援施設をい定障害者支援施設をい定障害者、以下同じ。) 又に指定障害者支援が、	
サービスの事業等の人 年厚生労働省令第百七 いう。以下同じ。)又 (平成十七年法律第百 定障害者支援施設をい 定障害者支援施設をい 定障害者社サービス基 (平成十七年法律第百	定する指定生活介護をいう。)又は指定院
世ービスの事業等の人 年厚生労働省令第百七いう。以下同じ。)又 で障害者支援施設をい 定障害者支援施設をい 定障害者支援施設をい 定障害者支援施設をい 之 で成十七年法律第百 定障害者支援施設をい	われる指定生活介護(指定障害福祉サービス基準第七十七条に規
業所又は指定障害者支! 定障害者支援施設をい にでいう。)第七十八 がう。以下同じ。)又 で成十七年法律第百 ででは十七年法律第百 ででは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	が、当該指定生活介護事業所又は指定障容
定障害者支援施設をいて、一世一ビスの事業等の人に、一世の人の事業等の人に、一世の人の事業等の人に、一世の人の事業等の人の事業等の人の事業等の人の事業等の人の事業等の人の事業等の人の事業等の人の事業等の人	九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。
社会生活を総合(平成十七年法律第百以下同じ。)以下同じ。)いう。以下同じ。)以下同じ。)大上次の事業等の人上次の事業等の人	的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十
以下同じ。) いう。以下同じ。) 又いう。) 第七十 」という。) 第七十八五労働省令第百七二スの事業等の人	又は指定障害者支援施設(障害者の日常は
」という。)第七十八年厚生労働省令第百七十三スの事業等の人	八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。
年厚生労働省令第百七サービスの事業等の人	七十一号。以下「指定障害福祉サービスな
サービスの事業等の人	人員、設備及び運営に関する基準(平成-
	に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の
害者の日常生活及び社会生活を総合的 (1) 指定生活介護事業所 (障害者自立支援法に基づく指定障害福祉)	(1) 指定生活介護事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的
も適合すること。	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
生労働大臣が定める送迎 定める送迎	という。) 第6の12の注1の厚生労働大臣が定める送迎
数表(以下「介護給付費等単位数表」 介護給付費等単位数表」という。) 第6の12の注1の厚生労働大臣が	十三号) 別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」
の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二 厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「	る費用の額の算定に関する基準(平成十八年日
及び基準該当障害福祉サービスに要す 障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成十八年	基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要す
生活を総合的に支援するための法律に 一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当	一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため
正 案 現 行	

<u>-</u>	$\frac{-}{+}$
	ハ(略)
(3) (略)	(3) (略)
(一·二)(略)	(一, 一) (略)
	いう。以下同じ。)を提供すること。
る指定生活介護をいう。以下同じ。)を提供すること。	定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護を
指定生活介護(指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定す	支援を受けることが、困難な障害児に対して指定生活介護(指
等により児童発達支援を受けることが、困難な障害児に対して	おいて児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達
同じ。) が地域において児童発達支援が提供されていないこと	に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)が地域に
第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下	下「指定障害福祉サービス基準」という。)第七十八条第一項
第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)	運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以
の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令	法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び
所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等	所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
② 次の一及び二に掲げる基準を満たしている指定生活介護事業	② 次の一及び二に掲げる基準を満たしている指定生活介護事業
(1) (略)	(1) (略)
次の①から③までに掲げる基準のいずれかに適合すること。	次の①から③までに掲げる基準のいずれかに適合すること。
る基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)の施設基準	る基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)の施設基準
発達支援事業所(通所給付費等単位数表第1の1の注2に規定す	発達支援事業所(通所給付費等単位数表第1の1の注2に規定す
ロ 通所給付費等単位数表第1の1のニを算定すべき基準該当児童	ロ 通所給付費等単位数表第1の1のニを算定すべき基準該当児童
イ (略)	イ (略)
生労働大臣が定める施設基準	生労働大臣が定める施設基準
二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の厚	二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の厚
一 (略)	一 (略)
	改正案

○看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野にお けるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針(平成二十四年厚生労働省告示第五百七号)新旧対照表(第六十二)

の1の2、別表第13の9、別表第14の8及び別表第15の9、第五百二十三号)別表第6の3、別表第11の1の2、別表第12に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告ーシセ (略)	五 (略) 五 (略) 五 (略) 五 (略) 五 (略)	「一〜四(略)
別表第15の9 別表第15の9 別表第15の9 別表第15の9 別表第15の9 別表第15の9 別表第15の9	五 (略) 五 (略) 五 (略) 五 (略) 五 (略) 五 (略) 五 (略)	障害者支援施設又は福祉ホーム 一〜四 (略) 現 行